

アスリート等に対する 誹謗中傷対策事業に関する 報告書



アスリート等に対する 誹謗中傷対策事業に関する報告書

発行によせて

本報告書をご覧いただき、誠にありがとうございます。

近年、競技スポーツを取り巻く情報環境は大きく変化しております。

SNSの発展により、アスリートの挑戦や成果が瞬時に共有される一方で、誹謗中傷や過度な批判、プライバシー侵害といった課題も顕在化し、競技環境に影響を及ぼす事例も見受けられます。

ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック競技大会においても、こうした課題を改めて認識する機会となりました。

一方で、日本代表選手に対しては国内外から多くの温かい応援や称賛の声が寄せられました。アスリートの努力や挑戦の過程に敬意を払い、「その道のりに、賞賛を」送る声は、選手たちにとって大きな支えとなり、挑戦を後押しする力となっていたものと実感しております。

オリンピックは、単なる競技結果にとどまらず、人々に感動や共感をもたらし、社会に新たな価値を創造する場です。そして、アスリートの挑戦は、多くの方々の理解と支え、日々寄せられる応援によって成り立っています。本事業を通じて、アスリートを守る取組の重要性とともに、「応援の力」が競技現場を支える基盤であること、そしてスポーツが人と人をつなぎ、相互の尊重や共生の意識を育む社会的価値を有していることを改めて認識いたしました。

今後は、この認識を礎に、アスリートの尊厳と人権を守るという基本姿勢のもと、アスリートの挑戦を社会全体で支える文化の醸成に取り組み、スポーツの価値を未来へとつないでまいります。

結びに、本事業の推進にあたりご理解とご協力を賜りました関係各位に心より感謝申し上げますとともに、日々アスリートに温かい声援を送ってくださるすべての皆様に、敬意と感謝を申し上げます。

引き続き、スポーツを通じたより良い社会の実現に向けて、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

公益財団法人日本オリンピック委員会
会長 橋本 聖子

選手たちが競技に集中できる環境を守ることは、私たちの使命です。

昨今、SNSの普及により、アスリートと応援者との距離が縮まったことで、温かい応援メッセージを多く受け取る一方、数は少ないものの、心ない誹謗中傷の言葉が選手たちの心を深く傷つける事象が後を絶ちません。

これは単なる個人の問題ではなく、スポーツの価値そのものを揺るがしかねない課題と捉え、昨年、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）と公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会（JPC）ではアスリートを不当な行為から守るための対策事業を立ち上げ、さまざまな関係者の皆様と共に活動を進めてまいりました。

パラスポーツにおいて、アスリートたちは、困難な環境であっても、周囲の方々のサポートや自らの努力の積み重ねを力にし、日々高みを目指しています。そしてその姿は見る者にも力と勇気を与えてくれます。そんなアスリートたちが理不尽な言葉によってその輝きを遮られることがあってはなりません。

本冊子にまとめられた一年間の活動は、「その道のりに、賞賛を」「STOP誹謗中傷」のスローガンのもと、関係者が同じ方向を向き、スポーツ界のみならず社会全体に発信してきた大切な歩みです。相談窓口の設置や啓発活動、そして国際大会期間中のSNSモニタリングなど、皆で取り組んだ成果がここにあります。

私たちはこれからも、誰もがリスペクト（尊厳）を持って関わり合えるスポーツ界を目指し、言葉が互いを高め合うエールとして響く社会の実現に向け、歩みを進めていきます。

最後に、本事業にご理解を賜り、支えてくださった関係各位に厚く御礼を申し上げますとともに、日々競技力向上に邁進されるアスリート、指導者の皆さまにも深く敬意を表します。

今後も、スポーツを通じた共生社会の実現に向け取り組んでまいりますので、変わらぬご支援を賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会
会長 森 和之

目次

第1 はじめに6

第2 誹謗中傷とは8

第3 本事業立ち上げに至る経緯10

第4 本事業における具体的な取り組み14

1.概要14

2.各取り組みの具体的な内容16

(1)対象アスリート等に対する法務サポート16

(2)SNS等における誹謗中傷投稿のモニタリング17

(3)誹謗中傷を抑止するための広報・啓発活動18

(4)対象アスリート等に対する教育・研修23

(5)アスリート等を守るための人材の育成27

3.本事業の効果測定のためのアンケートの実施31

(1)アンケートの概要31

(2)アンケート結果31

(3)アンケート結果から得られる示唆37

第5 大会期間中の対応40

1.東京2025世界陸上41

(1)大会期間中のサポート体制41

(2)モニタリングについて42

2.東京2025デフリンピック49

3.ミラノ・コルティナ2026冬季大会50

(1)大会期間中のサポート体制50

(2)モニタリングについて52

(3)ミラノ現地での対応に関する実績54

(4)プラットフォームとの協力体制の構築56

第6 本事業を通じて得られた知見・成果等58

1.アスリートに対する法務サポートの範囲と制度設計上の留意点58

(1)法務サポートの構造的限界58

(2)本事業における法務サポートの範囲59

2.削除要請について（大会期間中の対応）60

(1)削除要請判断における基本構造60

(2)典型的に削除要請が相当と整理された投稿62

(3)判断が悩ましいグレーゾーン64

(4)属人的判断を回避するための実務的工夫64

(5)小括65

3.広報・啓発活動における留意点について66

(1)出演者からの承諾取得について66

(2)誹謗中傷対策に参加することに関する出演者本人のリスク66

(3)特定選手への批判集中を回避する設計66

(4)メッセージ浸透の限界と今後の課題67

(5)広報と炎上リスクの相互作用67

(6)制度設計上の示唆67

第7 誹謗中傷に関する法的分析68

1.誹謗中傷に関する法律概念68

(1)名誉毀損68

(2)侮辱70

2.誹謗中傷の現状71

(1)法規制71

(2)日本における誹謗中傷の状況73

(3)IOC、NOC及びIFによる誹謗中傷への取り組みの状況74

第8 提言78

第1 はじめに

近年、SNS等の普及に伴い、スポーツ界においても、アスリート、指導者その他の競技関係者（以下「**アスリート等**」という。）に対する誹謗中傷が顕在化しており、アスリート等の心身の安全や尊厳、さらには公正な競技環境を脅かす深刻な社会課題となっている。オリンピック・パラリンピックという最高峰の舞台を目指し、長期間にわたり厳しい鍛錬と自己管理を重ねるアスリート等にとって、悪意ある言動や根拠のない非難は、競技への集中を阻害し、競技活動の継続そのものに重大な影響を及ぼしかねない。このような状況において、アスリート等が人としての尊厳を守られ、安心して競技に専念できる環境を確保することは、スポーツの健全な発展と社会的価値を維持する上で不可欠である。

こうした問題意識の下、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「**JOC**」という。）及び公益財団法人日本パラスポーツ協会（以下「**JPSA**」という。）に設置されている日本パラリンピック委員会（以下「**JPC**」という。）は、アスリート等に対する誹謗中傷への対応を重要な課題と位置づけ、共同事業として、アスリート等に対する誹謗中傷対策事業（以下「**本事業**」という。）を推進している。本事業は、誹謗中傷に直面したアスリート等への相談・支援体制の整備、法的対応を含む実務的支援、競技団体等との連携による啓発・教育活動、さらには誹謗中傷を未然に防止し、抑止することを目的とした社会的発信など、多角的な施策から構成されている。これらの取組みは、個々の被害対応にとどまらず、アスリート等を尊重する文化の醸成と、スポーツ界全体の持続的発展を支える基盤づくりを目的とするものであり、その社会的意義は極めて大きい。

本報告書は、2025年度における本事業の取組内容及びその成果を整理・共有することを目的とするものである。とりわけ、競技団体その他のスポーツ関係団体において、アスリート等に対する誹謗中傷への対応や予防に関する取組みを検討・実施する際の実務的な参考資料として活用されることを想定している。

また、誹謗中傷の問題はスポーツ界に限られたものではなく、社会の様々な分野に共通する課題でもある。本報告書にまとめる本事業の経験や知見が、スポーツ分野にとどまらず、他分野における同様の課題への対応を検討する際にも一つの示唆を与えるものとなることを期待するものである。

第2 誹謗中傷とは

本事業は、アスリート等に向けられた「誹謗中傷」を対象に、アスリート等への相談・支援等の多角的な施策を実施する事業である。「誹謗」とは他人をそしり悪く言うこと、「中傷」とは根拠のないことを言いふらして他人の名誉を傷つけることをそれぞれ意味する。両者を合わせた「誹謗中傷」という言葉は、日常用語として広く用いられており、例えば、「悪口や根拠のない嘘等と言って、他人を傷つけたりする行為」と定義されることもある¹。他方で、「誹謗中傷罪」といった犯罪があるわけではなく、法令上の定義や法律用語があるわけではない。

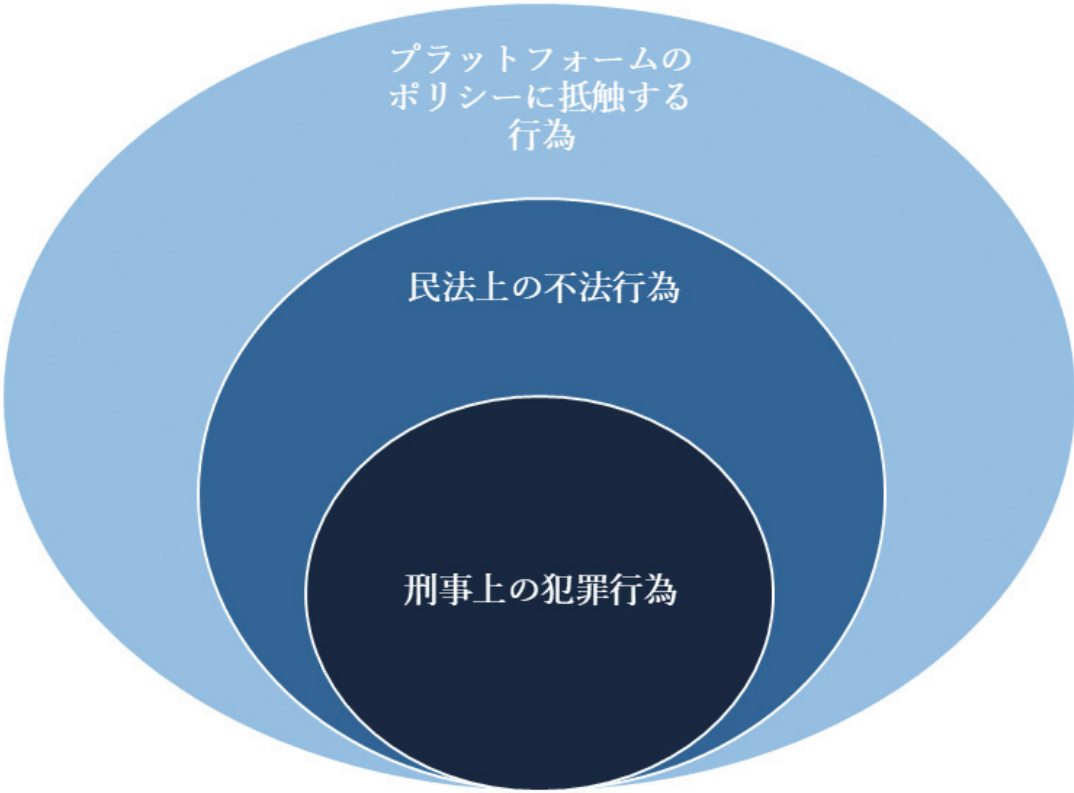
日常用語としての「誹謗中傷」は、さまざまな態様の行為を広く含む概念であるが、悪質性の程度に応じ

- て、以下の3つに分類できる。
- ・刑事上の犯罪行為に該当し、刑罰の対象となるもの
 - ・民事上の不法行為に該当し、損害賠償請求等の対象となるもの
 - ・上記の法的責任は発生しないが、プラットフォームが策定するSNSポリシー等に抵触するもの
- また、「誹謗中傷」にあたるもののうち、既存の法令や裁判例において違法とされるものとして、大きく以下の3つが挙げられる。
- ・名誉毀損
 - ・侮辱
 - ・その他（特定の個人のプライバシーに関する情報

を無断で暴露・拡散する行為（プライバシー侵害）、氏名・肖像等を無断で利用する行為（パブリシティ権侵害）、脅迫的な内容を含む行為（脅迫）、業務の妨害を目的とした行為（業務妨害）など）

本事業では、以上のような「誹謗中傷」の理解を前提として対応した。

【図2-1:誹謗中傷の分類】



1. 警察庁「インターネット上の誹謗中傷等への対応」(<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/countermeasures/defamation.html>)

第3 本事業立ち上げに至る経緯

SNS等における誹謗中傷が深刻化する中で、スポーツ界においてもアスリートの心身や競技環境に重大な影響を及ぼす事態が顕在化していた。特に、第33回オリンピック競技大会（2024/パリ）及びパリ2024パラリンピック競技大会（以下、両大会を総称して「**パリ2024大会**」という。）において、TEAM JAPANに対するSNS上の誹謗中傷が深刻な問題として指摘されたことから、2024年8月1日にはJOCが「第33回オリンピック競技大会（2024/パリ）TEAM JAPANからのメッセージの掲出について」と題するメッセージを、同月15日には、公益財団法人日本陸上競技連盟が「【パリオリンピック】選手、関係者への誹謗中傷に関して」と題するメッセージを続けて発出し、SNS上の誹謗中傷に対する注意喚起を行った。

こうした状況を受け、JOC及びJPCは、アスリートが安心して競技に専念できる環境を整備するためには誹謗中傷対策を行うことが重要であるとの認識を共有した。また、JOC及びJPCは、誹謗中傷はオリンピックあるいはパラリンピックだけの問題ではなく、JOC及びJPCが共同して対策すべきスポーツ界全体の問題であるという共通認識を有していた。

こうした認識のもと、2024年11月頃から2025年2月頃にかけて、JOC及びJPC並びに関連団体との間で勉強会を実施し、アスリートが安心して競技に専念できる環境を整備するためにどのような誹謗中傷対策が必要なのかに関して協議を行った。

JOC及びJPCは、勉強会を通じて、本事業は単年度の対応にとどめるのではなく、中長期的な視点で制度設計を行う必要があり、第25回オリンピック冬季競技大会（2026/ミラノ・コルティナ）及びミラノ・コルティナ2026パラリンピック冬季競技大会（以下、両大会を総称して「**ミラノ・コルティナ2026冬季大**

会」という。）、第34回オリンピック競技大会（2028/ロサンゼルス）及びロサンゼルス2028パラリンピック競技大会（以下、両大会を総称して「**ロサンゼルス2028大会**」という。）のほか、日本で開催予定の国際競技大会におけるアスリート等へのサポート体制について、継続性を前提とした体制を整備することが必要であるという認識を共有した。また、誹謗中傷対策は削除要請や法的対応に限定されるものではなく、SNSが浸透した社会的環境を踏まえたリテラシー向上や、スポーツ界としての姿勢の明確化、情報発信も重要であるとの認識も共有した。

アスリート等へのサポート体制の具体的な内容としては、まず、JOC及びJPCが共同で事務局機能を担う「サポートセンター（仮）」を設置すること、同センターにおいて、誹謗中傷を受けたアスリートからの相談を受け付け、必要に応じて法的対応や専門家への接続を行う役割を担うことが想定された。発信者情報開示請求に関しては、一般に手続に相応の時間を要すること、プロバイダがIPアドレスを保存している期間が限定的であるため、誹謗中傷の投稿が確認された段階で早期に削除要請等の対応を行うことが、被害の拡大防止や抑止につながる可能性があるとの認識が示された。

モニタリングについては、AIを活用して、SNS上の投稿やコメントを自動的に収集・分析し、特定のキーワードや表現、投稿の文脈等を基に誹謗中傷の可能性のある投稿を検知する仕組みを導入することにより、誹謗中傷投稿及び誹謗中傷が拡散しやすい投稿を早期に検知し、拡散の予防につながる可能性があることが紹介された。他方で、どのSNSをモニタリングの対象とするか、投稿内容が法律に明確に違反するものといえないグレーゾーンの投稿をどのように扱うか、大会期間に限定してモニタリングを実施するのかなど、具体的な設計については今後の

検討課題とされた。その他、誹謗中傷対策に関しては、人材育成、広報体制の整理、インテグリティ教育の強化等も重要であるとの共通認識が形成された。

また、勉強会では、外部団体の具体的な取組みについても共有を受けた。例えば、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「**JSPO**」という。）からは「Noスポハラ」活動²の説明があり、不適切行為への対応と予防・啓発活動等の取組みが紹介された。暴力行為等相談窓口に弁護士が定期的に在席する体制や、子ども向け・大人向けに窓口を分ける仕組みなど、具体的な運用が共有された。また、予防・啓発活動としてセミナーや広報活動を継続的に実施していることも報告された。

関連事業者であるSNS等のプラットフォーマーからは、プラットフォーマーが実施している誹謗中傷対策の仕組みが共有された。AIによる自動検知と人的精査を組み合わせたモニタリング体制、問題投稿の削除や露出制限、違反ユーザーへの措置、利用者からの通報制度など、具体的な対応フローが説明された。これにより、プラットフォーム側のルールや仕組みを理解した上で連携を図ることの重要性が認識された。

その他、国内競技団体（以下「**NF**」という。）からは、パリ2024大会においてアスリートがSNS等において誹謗中傷の被害を受けたケースの共有を受けるとともに、誹謗中傷に関するステートメントを発出したプロリーグから当該ステートメント発出の経緯を含む事例共有を受けた。

以上に加え、JOC及びJPCは、アスリートによるSNSの利用状況及び誹謗中傷に関する現状把握を目的として、JOC及びJPCの強化指定選手を対象としたアンケートを2025年2月に実施し、合計992人から

の回答を得ることができた。同アンケート結果によれば、選手が最も利用しているSNSはInstagramであり、2番目に利用しているSNSはX（旧Twitter）であった³。また、選手自身が誹謗中傷を受けたことがあると回答した選手は109人であり、全体の11%であった。

これら一連の議論及び検討を通じて、アスリートに対する誹謗中傷への対応は単一の施策によって完結するものではなく、相談体制の整備、被害発生時の迅速な対応、法務・心理等の専門家との連携、予防的な広報・啓発活動、アスリート等に対する教育・研修の実施、さらにはSNSプラットフォーム事業者との協働等を含む複数の要素を組み合わせた総合的な取組みとして構築する必要があることが明確になった。

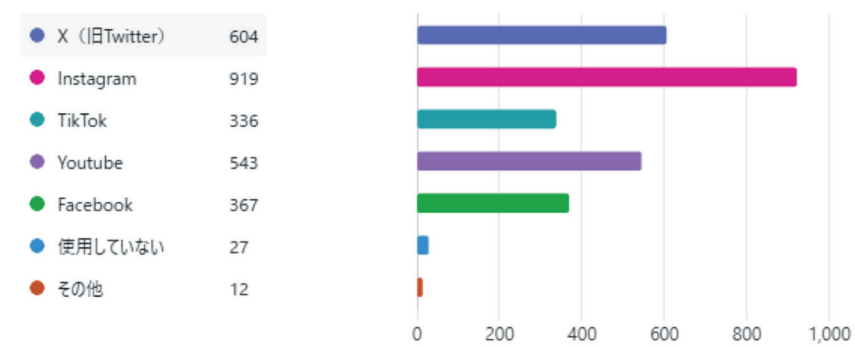
また、こうした取組みは個別の競技団体のみで対応することが困難な側面を有することから、JOC及びJPCが連携して全体的な枠組みを整備し、関係団体との協働の下でこれらの施策を体系的に推進する体制を構築することが、スポーツ界全体の課題に対する実効的かつ持続的な対応につながるという方向性が示された。

2. <https://www.japan-sports.or.jp/spohara/>

3. Instagramは、992人のうち919人が利用しており（約92%）、Xは、992人のうち604人が利用していた（約60%）。

【図3-1:強化指定選手を対象としたアンケート結果①】

1. 以下のうち、ご自身が利用しているSNSを教えてください（複数回答可）。



【図3-2:強化指定選手を対象としたアンケート結果②】

2. SNS上でご自身が誹謗中傷を受けたことがありますか。



第4 本事業における具体的な取組み

1. 概要

JOC及びJPCは、本事業を立ち上げるにあたり、2025年3月25日付けで「アスリートへの誹謗中傷に対する共同声明」を発表した⁴。当該共同声明にも明記するとおり、JOC及びJPCは、以下の5つの取組みを本事業の柱とした。なお、当該取組みは、JOC及びJPCが別途定めるアスリート、指導者その他の関係者（以下「**対象アスリート等**」という。）を対象とした⁵。

- ①対象アスリート等に対する法務サポート
- ②SNS等における誹謗中傷投稿のモニタリング
- ③誹謗中傷を抑止するための広報・啓発活動
- ④対象アスリート等に対する教育・研修
- ⑤対象アスリート等を守るための人材の育成

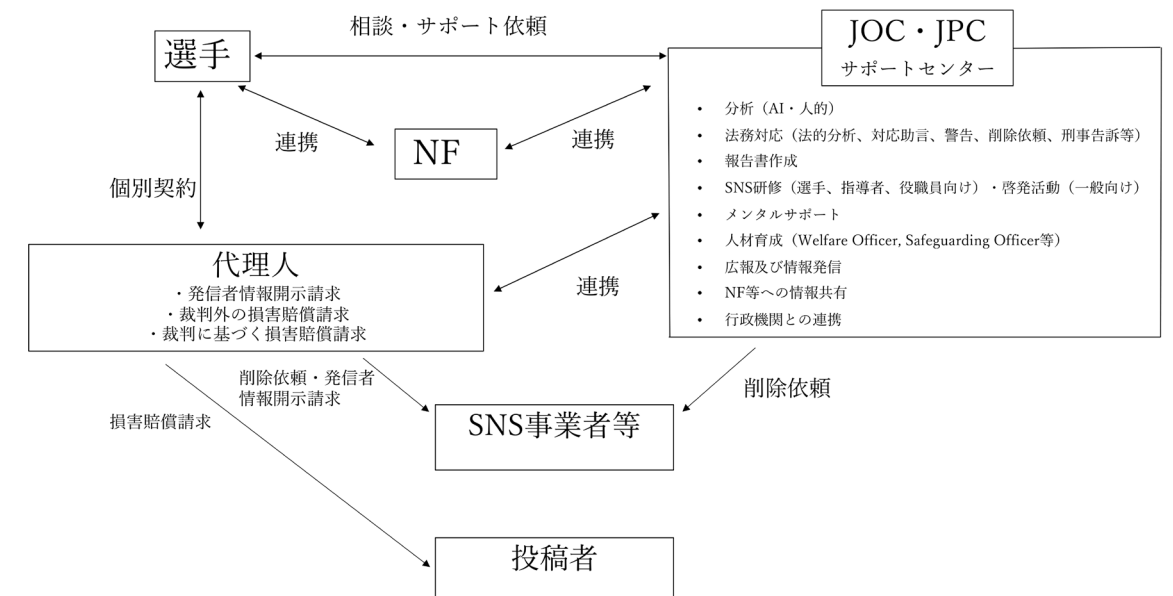
①・②法務サポート及びモニタリングは、実際に誹謗

中傷が発生している場合において、当該誹謗中傷による被害の拡大防止等を中心とした有事の対応を想定した取組みであり、

③・④広報・啓発活動、教育・研修は、対象アスリート等が誹謗中傷による被害を受けることを未然に抑止するための平時の取り組みである。

⑤また、人材育成は、国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee。以下「**IOC**」という。) が各国オリンピック委員会 (National Olympic Committee。以下、「**NOC**」という。) や競技団体に対してセーフガーディングオフィサーの設置を求めていることも踏まえながら、対象アスリート等を誹謗中傷から守るための専門人材を育成しようという取り組みである。

【図4-1-2:本事業に係る関係図】



【図4-1-1:3月25日会見の様子】



4. JOC 及び JPC「アスリートへの誹謗中傷に対する共同声明」(<https://www.joc.or.jp/for-athletes/defamation/joint-declaration/>)

5. ① JOC又はJPCの加盟団体に所属し、かつ、JOC又はJPCから強化指定を受けた競技者（JOCが認定するネクスト強化指定選手を含む。）、②加盟団体に所属して強化指定選手のサポートに関与する者（強化指定選手の監督、コーチ又はサポートスタッフ等）及び加盟団体の役職員、③強化指定選手の親族

2. 各取組みの具体的な内容

(1) 対象アスリート等に対する法務サポート

JOC及びJPCは、法務サポートの一環として、誹謗中傷の被害にあった対象アスリート等が利用できる相談窓口「オリンピック・パラリンピック誹謗中傷・相談『ホットライン』」（以下「**ホットライン**」という。）を、公式ウェブサイト上に開設した⁶。

URL: <https://www.joc.or.jp/for-athletes/defamation/>

ホットラインにおける支援メニューは以下のとおりである。

- ホットラインにおける支援メニュー
- ①プラットフォームに対する投稿の削除依頼

②SNS投稿等の投稿者に対する警告

③ホットライン利用者がSNS投稿等に対して法的措置を講じる場合の各種支援

④各支援メニューのために必要なSNS投稿等に関する法的分析

⑤その他、ホットラインが対応できる必要な支援

支援メニュー①は、対象アスリート等に対する誹謗中傷投稿がある場合に、当該投稿による被害拡大防止のために、当該投稿が行われたSNSを管理するプラットフォームに対して、当該SNS内に設定されている通報機能等を用いて、投稿の削除依頼を行うというものである。

また、支援メニュー②は、①と同様に誹謗中傷投稿

による被害拡大防止を目的としたものであるが、より悪質性の高い投稿を対象とした、①よりも踏み込んだ対応として、投稿者に対して直接的に警告を行うというものである。警告の手段としては、SNSにおけるDM等を利用することを想定している。もっとも、JOC又はJPCの名義で投稿者に対して直接的に警告を行うことは、非常に強い影響力のある行為であるため、これを行うか否かは慎重に検討する必要がある。

支援メニュー③は、誹謗中傷の被害を受けた対象アスリート等の本人が当該投稿について何らかの法的措置を講じる場合に、JOC及びJPCにおいて可能な各種支援を行うというものである。当該支援メニューに関しては、法的な制約が存在する点が課題となっているところであり、この点については後記第6.1.において記載する。

支援メニュー④は、各支援メニューに対応するにあたり、JOC及びJPCとして、各種SNS投稿等に関する法的な分析を行うというものである。例えば、プラットフォームに対して投稿の削除依頼を行うにあたり（支援メニュー①）、当該投稿が法的な名誉毀損や侮辱に該当するか否か、当該プラットフォームが策定するポリシー等に抵触するか否かなどの分析を行っている。

ホットラインの利用対象者は、次頁の表のとおりである。

■ホットラインを利用できる対象者

	対象者	利用できる支援メニュー
(1)	＜本人＞ JOC又はJPCの加盟団体に所属し、かつ、JOC又はJPCから強化指定を受けた競技者（JOCが認定するネクスト強化指定選手を含む。） 又は JOC・JPCが対象者とすることを別途認めた選手等	全ての支援メニュー
(2)	＜関係者＞ 加盟団体に所属して強化指定選手のサポートに与する者（強化指定選手の監督、コーチ又はサポートスタッフ等）及び加盟団体の役職員	支援メニュー①のみ
(3)	＜親族＞ 強化指定選手の親族	支援メニュー①のみ

ホットラインに関する考え方として、JOC及びJPCが個別対応に関する相談を受けるのは、アスリート本人に限定している。他方で、アスリートの周囲にいる方々が、アスリートを被害者とする誹謗中傷投稿等を発見した場合には、ホットラインに当該誹謗中傷投稿が存在することを通報し、当該投稿の削除対応等を依頼することができるという設計にしている。そのため、アスリート本人は全ての支援メニューを利用できる一方で、アスリートの関係者（指導者や競技団体の役職員等）及びアスリートの親族は、支援メニュー①のみを利用可能としている。もっとも、以上を原則としつつも、個別事案に応じて、誹謗中傷の程度がひどい場合等には、アスリート本人以外からの相談についても、全ての支援メニューを利用可能として運用している⁷。

なお、JOC及びJPCは、ホットラインの運用に係る規程を策定し、上記のような支援メニューの内容やホットラインの利用対象者を含め、ホットラインの運用に係るルールを明確化している。かかる規程は、ウェブサイトにおいて公表している⁸。

(2) SNS等における誹謗中傷投稿のモニタリング

JOC及びJPCは、大規模国際大会の開催期間中に、当該大会に出場する対象アスリート等を対象として、SNS等における誹謗中傷投稿のモニタリングを実施した。モニタリングを実施する目的としては、主に以下の3点で考えた。

- ①対象アスリート等を対象とする誹謗中傷投稿の傾向を把握するという点
- ②JOC及びJPCが対象アスリート等に対する誹謗中傷投稿をモニタリングし、削除要請を含む対応を主体的に検討・実施する体制を構築することにより、対象アスリート等が誹謗中傷投稿の有無や内容を自らチェックする必要のない環境を整備するという点
- ③対象アスリート等に関する炎上事案が発生したような場合に、SNS等における投稿の現況（例えば、誹謗中傷投稿が増え続けて炎上が収まらない見込みの状況なのか、既に炎上が沈静化しつつある状況なのか等）を把握し、当該炎上事案への対応に活かすことができるという点

6. JOC及びJPC「オリンピック・パラリンピック誹謗中傷・相談『ホットライン』」について (<https://www.joc.or.jp/for-athletes/defamation/consultation-hotline/>)

7. 規程上も、「JOC・JPC が対象者とすることを別途認めた」者について、アスリート本人と同様にホットラインが利用できるような定めとしている。

8. JOC及びJPC「オリンピック・パラリンピック誹謗中傷・相談『ホットライン』運用規程」(https://www.joc.or.jp/for-athletes/reporting/pdf/Operational_regulations.pdf)

このうち、特に③の目的については、本事業開始当初では明確に意識していなかったが、実際の大会での対応を通じて、モニタリングの有用性として実感した部分であるといえる。

このようなモニタリングは、対象となる大会ごとに、大会の開会前から閉会後の期間にかけて、法務やメンタルサポートを含めた特別な体制を構築して対応したため、モニタリングの詳細については、後記第5において詳述する。

(3) 誹謗中傷を抑止するための広報・啓発活動

ア. コアメッセージの設定

上記1.記載のとおり、広報・啓発活動は、誹謗中傷を未然に抑止するための平時の取組みである。実際に発生してしまった誹謗中傷に対応することも重要であるが、それだけでは誹謗中傷が無くなることは

なく根本的な解決にはならないため、未然抑止を目的とする広報・啓発活動は、本事業の中でも特に重要な取組みであるといえる。

広報・啓発活動を行うにあたっては、どのようなメッセージを伝えていくのかを明確に打ち出す必要があるところ、JOC及びJPCは、以下の2点をコアメッセージと定めた。

- ・「その道のりに、賞賛を」
- ・「STOP 誹謗中傷」

誹謗中傷を未然に抑止するという目的からすれば、後者の「STOP 誹謗中傷」が直接的なメッセージであるといえる。しかしながら、単に誹謗中傷を止めようと呼びかけるだけでは、世間一般からの共感を得ることができず、効果的な広報・啓発とはならないことが予想された。そこで、JOC及びJPCとしては、新しい応援文化を醸成したいという思いを込めて、「その道のりに、賞賛を」というメッセージをコアメッセージに加えることとした。

イ. 具体的な広報・啓発活動の取組み

そして、このようなコアメッセージを踏まえた具体的な広報・啓発活動として、以下3つの取組みを行った。

- ①ポスターの制作・配布
- ②啓発映像の制作・放映
- ③雑誌媒体及びウェブサイトへのアスリートインタビューの掲載

(ア) ポスターの制作・配布

まず、ポスターの制作・配布については、2つのコアメッセージに対応するポスターを制作し、関連団体等への配布を行った。

具体的には、JOC加盟競技団体合計69団体及びJPC加盟競技団体合計67団体に対し、合計約4,800枚を配布するとともに、JSPOの協力を得て都道府県スポーツ協会等に周知し、国民スポーツ大会各会場への掲出も行ったほか、JPSSAに登録している障がい者スポーツセンター・協会・指導者協議会に周知し、全国障がい者スポーツ大会各会場への掲出を行った。

また、JOC及びJPCの関連施設として、JSCが設置する味の素ナショナルトレーニングセンターやハイパフォーマンススポーツセンター内の競技別強化拠点においてもポスターを掲示した。加えて、スポーツ庁を含む官庁の協力を得て、全国の小中高등학교・大学に、ポスターに関する文書を発送し、希望がある場合にはポスターデータを共有するなどの対応を行っている。

さらに、2025年度には、東京都において東京2025世界陸上競技選手権大会（以下「東京2025世界陸上」という。）及び第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025（以下「東京2025デフリンピック」という。）のほか、様々な競技の国際大会や国内大会、国内リーグ等⁹が開催されたため、これらの会場においてもポスターの掲示を行った。2026年度以降に日本国内で開催を予定している愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会及び湯けむり国スポ・全スボぐんま2029においても会場に掲示してもらうよう、各大会の事務局にポスターを送付している。

以上のように個々のポスター配布を行うのみならず、コアメッセージを広く周知・浸透させるべく、ダウンロードリンクを公式ウェブサイト上で公表している¹⁰。

【図4-2-1:ポスター】



【図4-2-2:各大会や施設におけるポスター掲示】



9. 例えば、以下の大会において掲示を行った。
・バレーボールネーションズリーグ千葉大会
・バスケットボール女子日本リーグ
・ブレیکن世界選手権
・東京馬術大会
・愛知・名古屋アジア・アジアパラテストイベント

10. JOC 及び JPC「啓発ポスターダウンロードリンク」(<https://www.joc.or.jp/for-athletes/defamation/poster-list/>)

(イ)啓発映像の制作・放映

次に、啓発映像の制作・放映については、特に「その道のりに、賞賛を」というコアメッセージを伝えるために、アスリートがこれまで歩んできた道のりや、積み重ねてきた努力に光を当て、勝敗という結果だけでなく、その過程に込められた価値を大切に、心ない言葉ではなく「再び立ち上がるための、背中を押す温かい言葉」を届けていただきたいという願いを込めた啓発映像を制作した。そして、本事業の趣旨に賛同し、共に取り組む姿勢を示してくださった亀梨和也氏に、ナレーションを通じてご協力いただいた。

啓発映像は60秒バージョンと30秒バージョンの2バージョンを制作し、公式ウェブサイト上で公開している¹¹。また、より世間一般に周知するための施策として、2025年9月5日～11日にTOHOシネマズ渋谷、同月5日～18日にTOHOシネマズ新宿において、映画上映前の広告枠での放映を行ったほか、ミラノ・コルティナ2026冬季大会に向けた取り組みと

して、2026年2月2日～8日に東京メトロの電車内、駅構内及び大都市圏の街頭ビジョンにおいても放映を行った。

加えて、加盟競技団体に国内大会等で活用してもらうことを依頼し、以下の大会等で活用いただいている¹²。

- ①日本国内で実施の国際大会
 - ・東京2025世界陸上
 - ・東京2025デフリンピック
 - ・グランドスラム東京2025
 - ・2025WDSF WORLD BREAKING CHAMPIONSHIPS
 - ・第71回東京馬術大会
- ②国内大会
 - ・水泳（短水路大会）
 - ・柔道（日本選手権）
 - ・バスケットボール（天皇杯、皇后杯、ウインターカップ）

- ・ボッチャ
- ・eスポーツ
- ・ボディビル（JBBF ジャパングランドチャンピオンシップス2025・日本選手権大会）
- ・銃剣道（第12回全国銃剣道指導者研修会）
- ③プロリーグ
 - ・Tリーグ
 - ・Wリーグ

【図4-2-4:東京メトロの駅構内における放映状況】



【図4-2-3:各大会や施設におけるポスター掲示】



【図4-2-5:映像ナレーション文】

勝負の世界に勝者は一人。
日本でNo.1でも、世界でNo.1になれるわけじゃない。
日本中の期待を一身に背負っていても、想いを果たせる選手はほんの一握りだ。
けれど、彼らが歩いてきた道のりは何者も否定できない。
人生のほとんどを捧げ、私たちに夢を見させてくれたアスリートたち。
そこに必要なのは、心ない言葉だろうか。
私たちにできることは、彼らのこれまでの努力讃えること。
再び立ち上がり、新たな道を歩む背中をそっと押す言葉を伝えること。
ここまでの、そしてここからの道のりに
賞賛を贈ろう。

11. JOC及びJPC「その道のりに、賞賛を」啓発映像について (<https://www.joc.or.jp/for-athletes/defamation/greatness-deserves-respect/>)

12. 啓発映像の制作にあたっては、様々なアスリート等に協力いただいているため、当該アスリート等の権利保護その他の観点から、啓発映像を使用する場合の使用条件を策定している。加盟競技団体を含め、啓発映像を使用する者に対しては、当該使用条件の遵守を義務付けている。

(ウ) 雑誌媒体へのアスリートインタビューの掲載

雑誌媒体へのアスリートインタビューの掲載については、皆川賢太郎氏、高橋尚子氏、為末大氏、寺田明日香氏、羽根田卓也氏、中村憲剛氏、堀島行真氏、新田佳浩氏、川除大輝氏、平野歩夢氏、上地結衣

氏に対するインタビューを実施し、その内容を公式ウェブサイトにおいて公開するとともに¹³、東京2025世界陸上に向けた「東京2025世界陸上 応援MOOK 『GET SET GO』」や小学館発行の雑誌「DIME」（DIMEのウェブサイトを含む。）に掲載した。

【図4-2-6:アスリートインタビューの公開ページ】



【エールの在りか】選手の声で知る、応援のカタチVol.7 プロ車いすテニス 上地結衣

2026.04.08



【エールの在りか】選手の声で知る、応援のカタチVol.6 スノーボード 平野歩夢

2026.03.19



【エールの在りか】選手の声で知る、応援のカタチVol.5 パラリンピック クロスカントリー スキー 新田佳浩・川除大輝

2026.01.22



【エールの在りか】選手の声で知る、応援のカタチVol.4 フリースタイルスキー 堀島行真

2026.01.22



【エールの在りか】選手の声で知る、応援のカタチVol.3 元サッカー選手・中村憲剛

2025.12.11



【エールの在りか】選手の声で知る、応援のカタチVol.2 カヌー スラローム選手 羽根田卓也

2025.12.11



【エールの在りか】選手の声で知る、応援のカタチVol.1 陸上競技選手 寺田明日香

2025.10.03



レジェンドアスリートと考えるスポーツとSNSの現在地

2025.09.18

(4) 対象アスリート等に対する教育・研修

本事業においては、誹謗中傷への事後対応のみならず、アスリート及び関係者がインテグリティの観点から適切な知識と行動規範を共有することを目的として、体系的な教育・研修を実施した。誹謗中傷問題について、単なる外部からの攻撃として捉えるのではなく、SNSの利用方法、オンライン空間における責任、ハラスメントや差別的言動との関係など、広範なインテグリティ課題と関連性を有することから、研修内容もこれらを横断的に扱う構成とした。

JOC及びJPCは、対象アスリート等に対する教育・研修として、以下3つの取り組みを行っている。

- ① JOC・JPC 合同インテグリティ研修会
研修対象者：JOC強化指定選手、コーチ等設置事業委嘱者及びJOC強化スタッフ、JPC加盟競技団体強化指定選手及びスタッフ等
- ② JOC加盟・非オリンピック実施競技団体向け研修
研修対象者：JOC加盟非オリンピック実施競技団体に所属する選手、指導者及びJOC強化スタッフ
- ③ SNSの利用、誹謗中傷等に関する教育教材の作成

ア. JOC・JPC 合同インテグリティ研修会

まず、JOC及びJPCが合同で実施したインテグリティ研修会において、誹謗中傷問題を重要テーマの一つとして取り上げた。研修はオンライン形式（各60分）で実施し、当日に参加できなかった対象者に対しては、事後的にオンデマンド配信を視聴するよう求めた。研修の冒頭でJOC理事及びJPC強化本部

長から研修の趣旨説明とメッセージを発信した上で、専門家（弁護士及びSNS専門家）が講義を行った。

- 研修は、二部構成とした
- ・第1回：パリ2024大会前後のインテグリティ事案の共有を行い、ハラスメント、20歳未満の飲酒・喫煙、性犯罪、SNS利用、オンライン賭博、ハラスメント等の具体例を通じて、オンライン行動と競技者としての責任の関係を整理した。
 - ・第2回：SNSにおける誹謗中傷問題を中心テーマとし、名誉毀損・侮辱、プライバシー・肖像権侵害、著作権侵害、迷惑撮影（盗撮）、SNSにおける投稿の傾向、対応の在り方、相談窓口の設置、モニタリング会社との連携事例などを取り上げ、実務的観点から対処方法を検討した。

- 研修当日及びオンデマンド配信を合わせた最終受講者数は以下のとおりであり、多数のアスリート等が受講している。
- ・アスリート向け第1回：1,682名
 - ・アスリート向け第2回：1,669名
 - ・指導者・スタッフ向け第1回：851名
 - ・指導者・スタッフ向け第2回：775名

今後の研修実施の参考とするため、各回の研修実施後に受講者を対象としたアンケートを実施した。まず、アスリート向け第1回及び指導者・スタッフ向け第1回研修について、受講者に対して5段階評価で研修内容の評価を求めたところ、アンケート回答者数は2,536名であり、平均評価は4.56であった。評価の内訳は、最高評価である「5」が1,695名、「4」が640名、「3」が123名、「2」が16名、「1」が40名であり、全体として高い評価が得られた。また、自由記述欄には、「今まで考えたことがなかつ

13. JOC及びJPC「誹謗中傷対策アスリートインタビュー」(<https://www.joc.or.jp/article/defamation/>)

たことがたくさん聞けて、勉強になりました」「明日は我が身、という言葉のを忘れずに責任を持って行動していきたいと思いました」といった意見が寄せられたほか、「SNS上の誹謗中傷や20歳未満の飲酒・喫煙、オンラインカジノなど、インテグリティに反する行動がもたらす影響について学んだ。ネットでの発言が思わぬ問題を引き起こす可能性がある点が印象的だった」との感想も見られた。

次に、アスリート向け第2回研修について、受講者に対して5段階評価で研修内容の評価を求めたところ、アンケート回答者数は1,670名であり、平均評価は4.56であった。評価の内訳は、最高評価である「5」が1,105名、「4」が431名、「3」が101名、「2」が7名、「1」が18名であり、全体として高い評価が得られた。

また、自由記述欄には、「Instagramの運用の仕方は、今一度見直して細心の注意を払っていきたいです」「SNSの使い方や炎上しない方法などを知ることができた。今後自分の身やチームを守るためにも活用して行きたいと思います」といった意見が寄せられたほか、「SNSを使う場合はいろんなことを考えて、

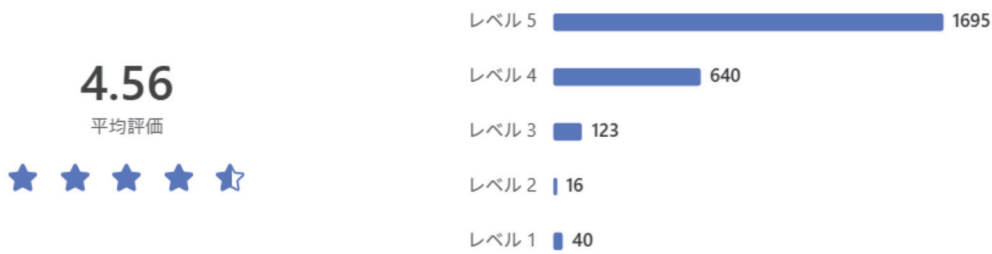
誰かに被害が及ばないか、勘違いした捉え方をされないかを注意しながら使用することが大切だと思いました」との感想も見られた。

次に、指導者・スタッフ向け第2回研修について、受講者に対して5段階評価で研修内容の評価を求めたところ、アンケート回答者数は775名であり、平均評価は4.53であった。評価の内訳は、最高評価である「5」が493名、「4」が205名、「3」が49名、「2」が5名、「1」が9名であり、全体として高い評価が得られた。

また、自由記述欄には、「誹謗中傷やSNSに関して、強化スタッフとして必要な情報であり、それらの重要性を再確認できる場でした」といった意見が寄せられたほか、「SNSへの掲出方法や肖像権侵害の具体例を知ることができ有意義でした。また誹謗中傷について相談窓口が設置されていることが選手、スタッフにとって大きな安心感があります」とのコメントも見られた。さらに、「炎上は本人の意思と関係なく起こるものであり、炎上が起こりにくい文章表現を用いるべきである点が大変勉強になりました」との感想も寄せられた。

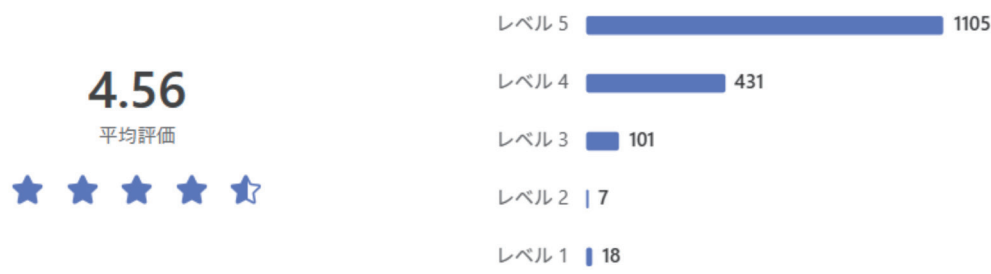
【図4-2-7:アスリート向け第1回及び指導者・スタッフ向け第1回研修の評価】

5. 研修の評価を5段階で教えてください。



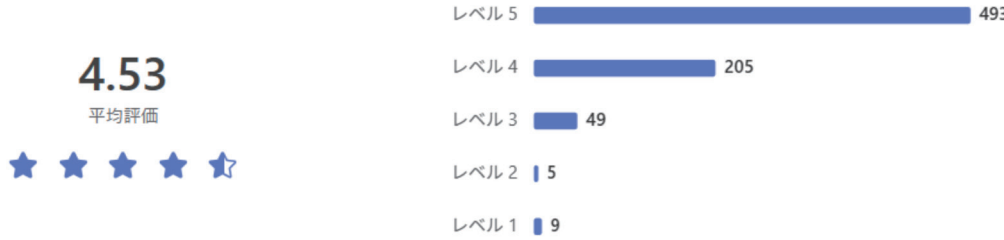
【図4-2-8:アスリート向け第2回研修の評価】

5. 研修の評価を5段階で教えてください。



【図4-2-9:指導者・スタッフ向け第2回研修の評価】

5. 研修の評価を5段階で教えてください。



イ.JOC加盟・非オリンピック実施競技団体向け研修

JOC加盟非オリンピック実施競技団体向けにも研修を実施した。大会種別を問わず、ナショナルレベルで活動する競技者が誹謗中傷リスクに直面し得ることを踏まえ、オリンピック実施競技以外にもその対象範囲を拡大したものである。

当該研修は、上記ア.の第1回及び第2回の研修内容を統合して1回分の研修とするような内容であった。

研修当日及びオンデマンド配信を合わせた最終受講者数は、以下のとおりである。

- ・アスリート向け:224名
- ・JOC強化スタッフ向け:989名

かかる研修についても、研修実施後に受講者を対象としたアンケートを実施し、受講者に対して5段階評価で研修内容の評価を求めたところ、アンケート回答者数は224名であり、平均評価は4.67であった。評価の内訳は、最高評価である「5」が172名、「4」が34名、「3」が11名、「1」が4名であり、全体として高い評価が得られた。

また、自由記述欄には、「アスリートとしてどのような意識を持って日々行動し、どのようなことに気をつけなければいけないか理解することができました」といった意見が寄せられたほか、「当たり前だけど大事なこと

について再認識できた。自分が思っている以上に自分の言動や行動は見られているという自覚と責任を持ち、徹底したリスクマネジメントが大切だと感じた」との感想も見られた。さらに、「誹謗中傷の具体例が

知れて良かったです。何かあった時は抱え込まずに直ぐに相談することを心がけます」といったコメントも寄せられた。

【図4-2-10: JOC加盟非オリンピック実施競技団体向け研修の評価】

5. 研修の評価を5段階で教えてください。



ウ.SNSの利用、誹謗中傷等に関する教育教材の作成

本事業では、単発の研修にとどまらず、継続的に活用可能な教育教材の整備にも着手した。具体的には、JOCの既存のインテグリティ関連動画の内容を見直し、SNS利用及び誹謗中傷対策を含む包括的な教育教材として更新するため、制作を開始した。2025年度中に制作を行い、2026年度からの活用開始を予定している。

教育教材は、以下の三章構成とする方向で制作中である。

- ・第1章:インテグリティについて（インテグリティの意義、ハラスメント、賭博・試合の不正操作等）
- ・第2章: SNSの利用について（利用上の注意点、情報発信の責任、炎上リスク

- 等）
- ・第3章:誹謗中傷対策について（被害を受けた場合の対応、早期対応、法的観点の整理等）

監修体制については、三章全体にわたるコンプライアンス及び誹謗中傷に関する法的観点についてはTMI総合法律事務所所属弁護士が、第2章のSNS利用に関する実務的内容についてはTEAM JAPANのSNS担当者が担当している。

教材は、アスリート及び指導者が時間や場所を問わず視聴できるよう、5～6分程度の短尺アニメーション等を活用した構成とし、理解しやすさと継続的活用可能性を重視して設計している。

(5) アスリート等を守るための人材の育成

ア.セーフガーディングの概念とスポーツにおける重要性

上述のとおり、スポーツ界においてインテグリティを確保するための施策が求められているところ、国際的に重視されている概念が「セーフガーディング (Safeguarding)」である。セーフガーディングとは、スポーツに関わるすべての人々、とりわけアスリートを身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ハラスメント等から保護し、安全で尊重される競技環境を確保するための包括的な取組みを指す。従来は、主として指導者による暴力やハラスメントなど、競技現場における問題への対応が中心であったが、近年は、SNS等のインターネット上での誹謗中傷もアスリートの安全や心理的健康に重大な影響を及ぼす問題として認識され、競技環境だけでなく、オンライン環境におけるアスリート保護も重要な課題として位置付けられている。

イ.IOC Safeguarding Officer Certificate の概要

IOCは、こうした課題に対応するため、スポーツ団体におけるセーフガーディング体制を強化する目的で、2021年に、「IOC Certificate: Safeguarding Officer in Sport」という教育プログラムを開始した。本資格は、スポーツ団体においてセーフガーディングを担当する専門職員を育成することを目的とした国際的な教育制度であり、IOCのHealth, Medicine and Science Commissionの監督の下で運営されている。

この制度は、スポーツ団体におけるセーフガーディング担当者の専門性を高めることを目的として設計されており、NOC、国際競技連盟（以下、「IF」という。）、NFなどのスポーツ組織において、セーフガーディング政策の策定や運用を担う人材の育成を目指している。

受講者は、スポーツにおけるハラスメントや虐待の防止、通報体制の整備、調査手続の運用、被害者支援などについて体系的に学び、組織としてアスリートを保護するための実務能力を習得することが求められる。

ウ.プログラムの構成と学習スケジュール

本プログラムはオンライン形式の遠隔教育として実施されており、世界各国の専門家による講義や教材を通じて学習を行う。講義は動画形式で提供され、指定文献の読解や課題作成、オンラインディスカッションなどを組み合わせた形で進められる。受講期間中には、定期的にオンラインディスカッションが開催され、受講者は講師や他国の受講者と意見交換を行うことができる。これにより、各国のスポーツ団体における課題や実務経験を共有しながら、セーフガーディングに関する理解を深めることが可能となっている。

プログラムの主な構成は以下のとおりである。

- ・総学習時間:約250時間
- ・受講期間:約8か月(10月～4月)
- ・受講形式:オンライン形式
- ・学習方法:動画講義、課題提出
- ・オンラインセッション:月1回程度
- ・評価方法:課題及び試験

エ. カリキュラムの内容

本プログラムは、スポーツにおけるセーフガーディングに関する理論及び実務を体系的に学ぶことを目的として、複数のモジュールにより構成されている。各モジュールでは、スポーツにおける暴力やハラスメントの予防、組織的対応、被害者支援等について、国際的な研究成果や実務事例を踏まえて学習する。主なカリキュラムの内容は以下のとおりである。

(ア) Overview (Introduction to Safeguarding in Sport)

セーフガーディングの基本概念及びその背景について学習し、どのようにしてスポーツ界においてセーフガーディングが重要な課題として認識されるようになったのかを理解することを目的とする。スポーツの競技環境において発生し得る様々なリスクを整理するとともに、アスリートの安全及び尊厳を守るための基本的枠組みを学ぶ。また、セーフガーディングは単なる倫理問題にとどまるものではなく、スポーツ組織のガバナンス及びリスク管理の重要な要素であることが示される。さらに、近年問題となっているSNS等における誹謗中傷やオンライン・ハラスメントについても取り上げられ、アスリート保護の観点からその影響と対策の必要性が説明される。

(イ) Putting safeguards in place; international human rights conventions, statutory and sport legal and policy frameworks

セーフガーディング制度を支える国際的及び国内的な法制度並びに政策枠組みについて学習する。具

体的には、国際人権条約、各国の関連法令、スポーツ団体の規則や政策等がどのようにセーフガーディング体制の基盤を形成しているかを理解することを目的とする。これにより、スポーツ団体がセーフガーディングを推進するにあたり、法的及び制度的観点からどのような責任を負うのかを整理する。また、スポーツ団体は単に競技を運営する組織ではなく、参加者の安全を確保する社会的責任を有する組織であるとの視点が強調される。

(ウ) Key building blocks in preventing non-accidental violence

スポーツにおける意図的な暴力や虐待を未然に防止するための基本的要素について学習する。具体的には、スポーツ組織の文化、権力関係、指導体制等が暴力やハラスメントの発生に与える影響について検討する。また、暴力や虐待の問題は個々の指導者や関係者の行為のみならず、組織文化や制度的要因によって生じることが多いことが指摘される。そのため、予防のためには個人の意識改革だけでなく、組織全体として安全な環境を構築するための教育や制度整備が重要であることが示される。

(エ) Developing organisational safeguarding policy, procedures, and structures to respond to safeguarding concerns

スポーツ団体におけるセーフガーディング政策及び対応体制の具体的な設計方法について学習する。セーフガーディングポリシーの策定、行動規範の整備、通報制度の構築、調査手続の整備など、組織としてセーフガーディング問題に対応するための制度設計を実務的観点から検討する。また、責任体制の

明確化や関係部署との連携の重要性についても説明される。これにより、スポーツ団体が組織的かつ継続的にアスリート保護を実現するための実務的枠組みを理解することを目的とする。

(オ) Understanding the Safeguarding Officer or Focal Points role

セーフガーディング担当者 (Safeguarding Officer) 又はその役割を担う担当窓口の職務について学習する。セーフガーディングオフィサーは、スポーツ団体においてアスリート保護の中核的役割を担う存在であり、通報案件への対応、被害者支援、教育活動の実施、組織内の制度運用等、幅広い業務を担当する。本モジュールでは、こうした役割を適切に遂行するために必要な専門性、倫理的責任及び組織内外の関係者との連携のあり方について理解を深める。

(カ) Safeguarding at Major Sports Events (MSEs)

オリンピックや世界選手権などの大規模国際スポーツ大会におけるセーフガーディング体制について学習する。大規模スポーツイベントでは、多数の選手、コーチ、スタッフ、ボランティア、観客等が関与するため、通常の競技環境とは異なるリスクが生じる可能性がある。そのため、大会期間中の通報体制、リスク管理、関係機関との連携など、イベント特有のセーフガーディング体制の構築が重要となる。本モジュールでは、こうした大会特有のリスクに対応するための制度設計及び運用について理解することを目的とする。

(キ) Safeguarding advice and support

セーフガーディングに関する相談支援及び専門機関との連携体制について学習する。セーフガーディング対応は、単に問題を調査し処分を行うことにとどまらず、被害者の心理的回復や安全確保を含む包括的な支援を必要とする。そのため、心理専門家、医療機関、法的支援機関等との連携が重要となる。本モジュールでは、こうした専門家との協力体制を構築し、被害者を中心とした支援を実施するための実務的枠組みについて理解を深める。

オ. 資格取得要件

受講者は、各モジュールにおいて課題を提出するとともに、最終試験に合格することにより、「Safeguarding Officer in Sport Certificate」を取得する。本資格は、スポーツ団体におけるセーフガーディング担当者として必要な専門知識と能力を有することを示す国際的な資格として位置付けられている。

カ. 本事業との関係

IOCにおいては、アスリートの安全と福祉を確保するためのセーフガーディング政策の一環として、オンライン環境におけるアスリート保護の重要性が指摘されている。SNS上の誹謗中傷は、アスリートの心理的安全性や競技環境に影響を及ぼす可能性があるため、近年、セーフガーディングの対象としても認識されるようになってきている。このため、セーフガーディング担当者には、従来の競技環境におけるハラスメント対応に加え、オンライン上の問題への対応も求められている。具体的には、SNS上の誹謗中傷のモニタリング、被害アスリートへの支援、プラットフォーム事業者との連携による投稿削除対応等がその主な取

組みとして挙げられる。
このように、誹謗中傷対策は単なる広報対応や危機管理の問題にとどまるものではなく、アスリートの安全と尊厳を守るためのセーフガーディング政策の重要な要素の一つとして位置付けられている。
本事業における誹謗中傷対策の取組みは、IOCが推進するセーフガーディングの理念とも整合するものであり、アスリートが安心して競技に専念できる環境を整備するための重要な施策として位置付けることができる。

3. 本事業の効果測定のためのアンケートの実施

(1) アンケートの概要

2025年度における本事業の取組みの効果及び今後の課題を把握するため、2025年10月から2025年12月を回答期間として、JOC及びJPCの選手及びスタッフを対象にアンケート調査を実施した。

- 回答者数
 - ・JOCの選手及びスタッフ 1,457名
 - 内訳 選手 717名 スタッフ 740名
 - ・JPCの選手及びスタッフ 653名
 - 内訳 選手 348名 スタッフ 305名

当該アンケート調査に関し、JOC及びJPC双方の結果を総合的に整理し、本事業の取組みに関する認知状況、広報・教育施策の効果、SNS利用に関する意識の変化等について概観する。

(2) アンケート結果

ア.本事業の取組みに関する認知状況

本事業において実施している各種取組みに関する認知状況について確認したところ、教育・研修及び相談窓口の設置については比較的高い認知が得られていることが確認された。特に、誹謗中傷に関する教育・研修については、多くの回答者が認識しており、本事業の中核的な施策として一定の周知が図られていることが窺える。

また、誹謗中傷に関する相談窓口（ホットライン）の設置についても、相当程度の認知が確認された。これは、教育・研修等の機会を通じて相談窓口の存在を周知してきたことが一定の効果を有していることを示唆するものと考えられる。

他方で、SNS投稿のモニタリングや削除要請といった対応に関する取組みについては、教育・研修や相

【図4-3-1：JOCの選手・スタッフのアンケート結果①】

4. JOC・JPCが実施する誹謗中傷対策の活動について、知っているものはありますか。（複数回答可）

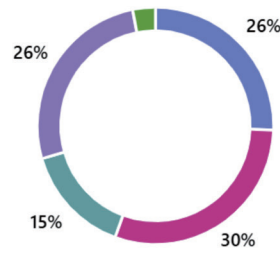
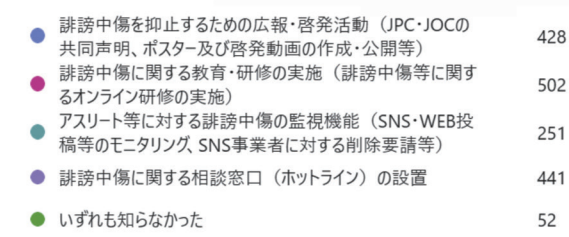


談窓口と比較すると認知度がやや低い傾向が見られた。この点は、モニタリングや削除要請といった取組みが主として運用面で行われる施策であり、選手

やスタッフの日常的な活動の中で直接接触する機会が必ずしも多くないことが影響している可能性がある。

【図4-3-2:JPCの選手・スタッフのアンケート結果①】

4. JPC・JOCが実施する誹謗中傷対策の活動について、知っているものはありますか。（複数回答可）



イ. 広報・啓発活動の到達度とメッセージ浸透

次に、本事業において実施した広報・啓発活動の認知度及びメッセージの浸透状況について確認したところ、誹謗中傷対策の広報・啓発コンテンツの認知状況については、ポスターについて比較的高く、ポスターは、ナショナルトレーニングセンター、競技大会会場、各競技団体等の施設に掲出されたことから、日常的に目にする機会が比較的多かったことが要因と考えられる。

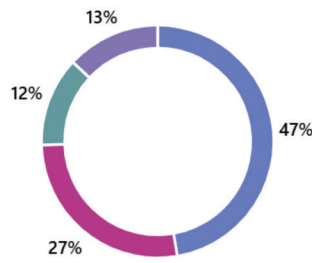
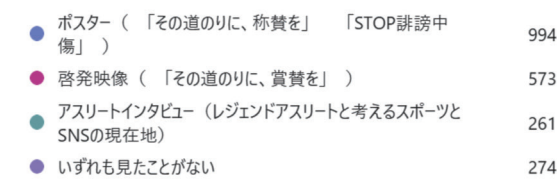
一方、啓発映像やアスリートインタビュー等のコンテ

ンツについては、ポスターと比較すると認知度がやや限定的であった。これらのコンテンツはオンライン配信や特定の媒体を通じて公開されたものであるため、接触機会の差が認知度の差として表れたものと考えられる。

「その道のりに、賞賛を」というコアメッセージの浸透度については、「浸透している」とする回答と「浸透していない」とする回答が概ね拮抗する結果となった。これは、広報・啓発活動によって一定の認知は広がつつあるものの、応援文化の変容という観点では、なお継続的な取組みが必要であると捉えられる。

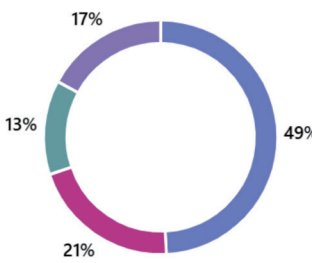
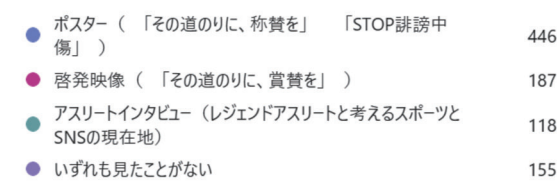
【図4-3-3:JOCの選手・スタッフのアンケート結果②】

5. JOC・JPCが制作した誹謗中傷対策の広報・啓発コンテンツについて、見たことがあるものを教えてください。（複数回答可）



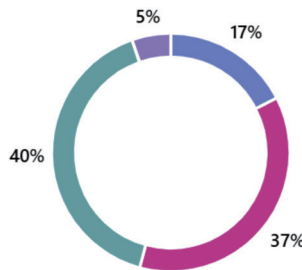
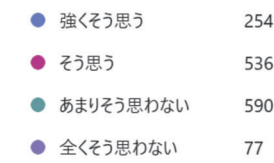
【図4-3-4:JPCの選手・スタッフのアンケート結果②】

5. JPC・JOCが制作した誹謗中傷対策の広報・啓発コンテンツについて、見たことがあるものを教えてください。（複数回答可）



【図4-3-5:JOCの選手・スタッフのアンケート結果③】

6. 広報・啓発活動を通じて、『アスリートの歩んできた道のりに称賛を』というメッセージを発信していますが、このメッセージが世の中に浸透したと思いますか。



【図4-3-6:JPCの選手・スタッフのアンケート結果③】

6. 広報・啓発活動を通じて、『アスリートの歩んできた道のりに称賛を』というメッセージを発信していますが、このメッセージが世の中に浸透したと思いますか。



ウ. 教育・研修の効果

誹謗中傷に関する教育・研修の効果については、「誹謗中傷やその対策に関する知識が増えたと思うか」という設問に対し、JOC・JPC双方において約9割以上の回答者が「そう思う」又は「強くそう思う」と回答しており、教育・研修施策が知識の向上に寄与していることが確認された。

誹謗中傷問題は、SNSの利用方法やオンライン上のコミュニケーションの在り方と密接に関係していることから、適切な知識の共有は予防的観点からも重要

である。本結果は、教育・研修を通じて、誹謗中傷問題に対する理解を深めるという本事業の目的が一定程度達成されていることを示すものと評価できる。もともと、後記第5.3.(3)記載のとおり、ミラノ・コルティナ2026冬季大会の大会期間中に、複数の選手のSNS上での投稿に関し、誹謗中傷の対象となるようなリスクがあることが確認された。これらの事案については、研修でも注意喚起を行った内容であったことを踏まえると、選手やスタッフが研修内容を自分事として理解を深めるには至っていない可能性があるとも評価できる。

【図4-3-7:JOCの選手・スタッフのアンケート結果④】

7. 誹謗中傷に関する教育・研修を通じて、誹謗中傷やその対策に関する知識が増えたと思いますか。



【図4-3-8:JPCの選手・スタッフのアンケート結果④】

7. 誹謗中傷に関する教育・研修を通じて、誹謗中傷やその対策に関する知識が増えたと思いますか。



エ. SNS利用に関する意識の変化

SNSの利用に関する意識について確認したところ、「自分がSNSで発信する際に誹謗中傷や炎上のリスクについて注意を払おうと思うか」という設問に対し、ほぼ全ての回答者が「そう思う」又は「強くそう

思う」と回答した。

この結果は、教育・研修や広報活動を通じて、SNS利用に伴うリスクに対する意識が広く共有されていることを示すものであり、誹謗中傷の未然防止という観点からも重要な成果であるといえる。

【図4-3-9:JOCの選手・スタッフのアンケート結果⑤】

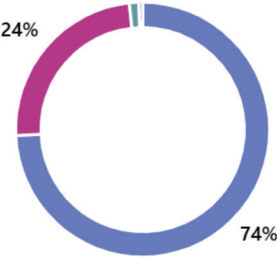
8. 自分がSNSで発信する際に、誹謗中傷や炎上のリスクについて、注意を払おうと思いますか。



【図4-3-10:JPCの選手・スタッフのアンケート結果⑤】

8. 自分がSNSで発信する際に、誹謗中傷や炎上リスクについて、注意を払おうと思いますか。

● 強くそう思う	485
● そう思う	157
● あまりそう思わない	8
● 全くそう思わない	3



オ. 相談窓口の利用意向

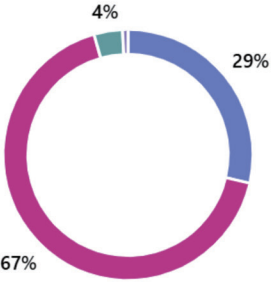
誹謗中傷を受けた場合の相談窓口の利用意向について確認したところ、「利用したい」又は「状況によっては利用したい」と回答した割合が、JOC及びJPC双方において約95%以上に達した。

この結果は、相談窓口の設置が心理的な安全性の確保に一定の役割を果たしていることを示唆するものであり、実際の利用の有無にかかわらず、相談できる環境が整備されていること自体が重要であることを示している。

【図4-3-11:JOCの選手・スタッフのアンケート結果⑥】

9. 自分がSNSやWEB上で誹謗中傷を受けた場合、JOC・JPCが設置する相談窓口を利用したいと思いますか。

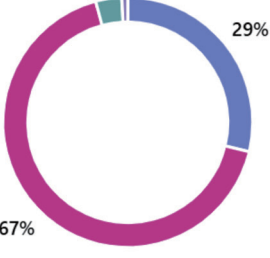
● 利用したい	417
● 状況によっては利用したい	976
● あまり利用したくない	54
● 全く利用したくない	10



【図4-3-12:JPCの選手・スタッフのアンケート結果⑥】

9. 自分がSNSやWEB上で誹謗中傷を受けた場合、JPC・JOCが設置する相談窓口を利用したいと思いますか。

● 利用したい	188
● 状況によっては利用したい	438
● あまり利用したくない	22
● 全く利用したくない	5



カ. 本事業の評価と今後の課題

最後に、本事業の取組みがアスリート等が安心して競技活動を行うことができる環境づくりに役立っているかについて確認したところ、JOC及びJPC双方において約9割以上の回答者が「役立っている」と評価した。

また、今後さらに強化していくべき取組みとしては、広報・啓発活動の強化、教育・研修の継続・拡充、相談窓口の充実等が多く挙げられた。これらの結果は、本事業で実施してきた施策の方向性が概ね妥当であったと評価できる。

さらに、選択式の設問に加え、本事業の取組みに関する意見や要望について自由記述による回答も求めた。自由記述には、本事業の取組みに対する肯定的な評価が多く寄せられており、誹謗中傷対策について組織として継続的に取り組んでいること自体が重要であるとの意見や、教育・研修において具体的な事例や対策を知ることができたことが有益であったとの意見が多数見られた。また、誹謗中傷問題は選手の競技活動に影響を与

え得る重要な課題であることから、こうした取組みを継続的に実施していくこと自体が抑止力として機能しているとの指摘も見られた。

今後の課題としては、誹謗中傷問題に関する啓発活動をより広い社会に向けて展開すべきであるとの意見や、若年層や地域の指導者に対する啓発の充実を求める意見も見られた。これらの自由記述回答で、本事業の取組みが一定の評価を得ていることを示すとともに、今後は広報・啓発活動のさらなる充実や教育施策の継続が重要であることが分かった。

(3) アンケート結果から得られる示唆

アンケート結果を総合すると、本事業において実施した教育・研修や相談体制の整備については、一定の認知及び効果が確認されており、誹謗中傷対策に関する基礎的な環境整備という観点では一定の成果が得られていると評価できる。特に、教育・研修を通じて誹謗中傷問題に関する知識が向上していること、またSNS利用に関する注意意識が広く共有

されていることは、誹謗中傷の未然防止という観点から重要な成果である。

広報・啓発活動によるメッセージの浸透度については、発展途上の段階にあること、誹謗中傷の問題は、単に個別の投稿を削除することによって解決されるものではなく、応援文化そのものの在り方とも密接に関係するものであることが分かる。そのため、「その

道のりに、賞賛を」というメッセージを社会全体に広げていくためには、継続的かつ多様な広報・啓発施策を展開していくことが重要である。

今回のアンケート結果は、本事業における各施策の効果と課題を把握する上で重要な示唆を与えるものであり、今後の誹謗中傷対策の取組みを検討する際の基礎資料として活用していくことが期待される。

【図4-3-13:JOCの選手・スタッフのアンケート結果⑦】

10. JOC・JPCの誹謗中傷対策の取組みは、アスリート等が安心して競技活動を行うことができる環境づくりに役立っていると思いますか。



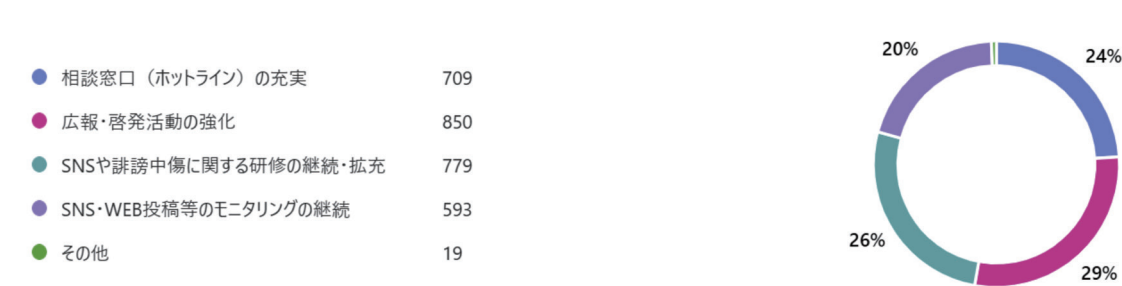
【図4-3-14:JPCの選手・スタッフのアンケート結果⑦】

10. JPC・JOCの誹謗中傷対策の取組みは、アスリート等が安心して競技活動を行うことができる環境づくりに役立っていると思いますか。



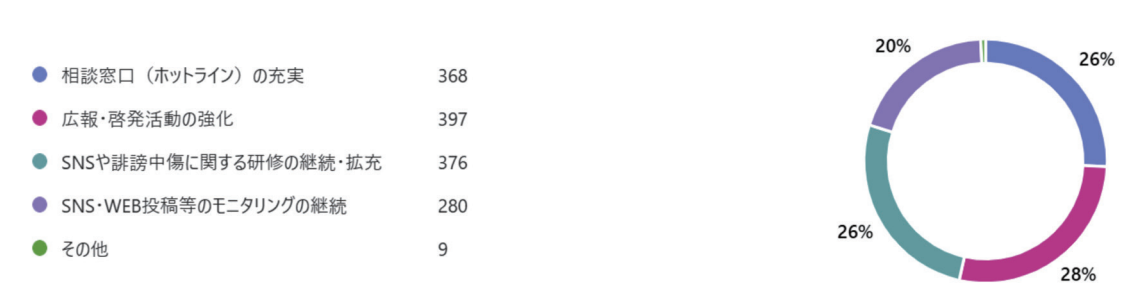
【図4-3-15:JOCの選手・スタッフのアンケート結果⑧】

11. JOC・JPC今後さらに強化していくべきだと思う取組みはありますか。（複数回答可）



【図4-3-16:JPCの選手・スタッフのアンケート結果⑧】

11. JPC・JOC今後さらに強化していくべきだと思う取組みはありますか。（複数回答可）



第5 大会期間中の対応

JOC及びJPCは、誹謗中傷対策事業の一環として、2025年度に開催された国際大会を対象に、SNS上の誹謗中傷投稿のモニタリングを含む特別な対応を実施した。大会期間中は、競技直後を中心に注目が急激に高まり、否定的言説が短時間で拡散する傾向が確認されているため、このような特別な対応を行った。

なお、対象大会は2025年度に国内外で実施する国際大会の「東京2025世界陸上」「東京2025デフリンピック」「ミラノ・コルティナ2026冬季大会」とした。

大会期間中の対応は、モニタリングを通じてSNS上の誹謗中傷を可視化した上で、関係者間で共有することにより、迅速かつ一貫した対応を行うことで、選手や指導者が安心して活動できる環境を整備することを目的とした。

1. 東京2025世界陸上

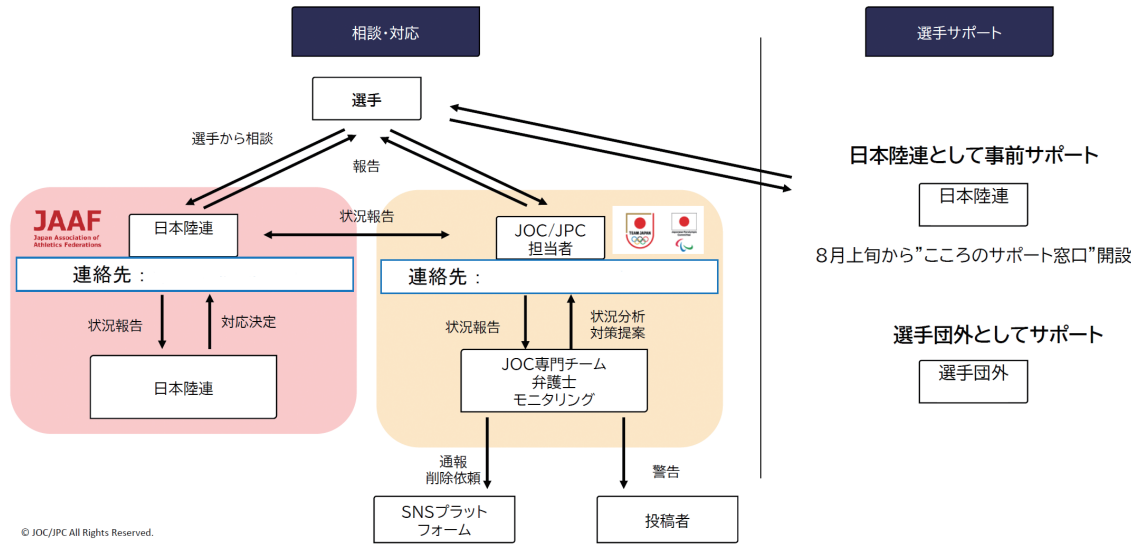
(1) 大会期間中のサポート体制

東京2025世界陸上において、選手・指導者が誹謗中傷等に直面した場合に迅速かつ適切に対応できるよう、関係団体と連携した支援体制を構築した。本体制は、「相談・対応」と「選手サポート」の二つの軸から構成した。

ア. 相談・対応フロー

大会期間中、選手・指導者からの相談窓口として、公益財団法人日本陸上競技連盟とJOC・JPC担当者との間で連絡体制を整備した。選手・指導者は、NF担当者又はJOC・JPC担当者のいずれにも相談可能とし、複線的な相談経路を確保した。

【図5-1-1:サポート体制図】



NF側では、担当者が選手・指導者から相談内容を受け付け、必要に応じて組織内で状況を共有し、対応方針を検討した。併せて、JOC・JPC担当者との間で状況報告を行い、情報の一元化と対応の整合性を図った。

JOC・JPC側では、専用メールアドレスを通じて選手・指導者から相談を受け付け、専門チーム（弁護士及びモニタリング担当を含む。）が内容を分析した。その上で、法的観点のみならず投稿の拡散状況等も踏まえ、削除要請、警告等の具体的対応案を検討・協議し、対応した。

このように、NFとJOC・JPCが双方向に状況を共有しながら、専門家の関与のもとで対応を決定する体制を構築することで、迅速性と専門性の両立を図った。

イ. SNSモニタリングの実施

モニタリング専門業者に委託し、誹謗中傷投稿の把握及び証拠保全を実施した。悪質性や拡散性が高い投稿については、証拠を保全した上でSNS等のプラットフォームへの通報・削除依頼を行うとともに、状況に応じて投稿者への警告を検討した。

これにより、選手・指導者からの相談を待つ受動的対応のみならず、モニタリングに基づく能動的対応を可能とした。

ウ. 選手サポート体制

個々の投稿に対する対応（SNS等のプラットフォームへの通報・削除依頼等）に加え、選手の心理的負担の軽減を目的としたメンタルヘルスに関するサポート体制も重要となる。

NFにおいて、大会前より「こころのサポート窓口」を開設し、専門家による事前相談体制を整えていたため、本取組みにおいても、当該NFのサポート体制を活用するものとした。また、選手団外の関係者等についても、NFにおいて、必要に応じた支援が可能な体制を構築した。JOC・JPCとしても、これらのサポート体制を活用できるよう、大会前から情報連携を行っていた。

このように、誹謗中傷への対応を、単なる削除対応にとどめず、心理的ケアを含む包括的支援として位置付けた点が本体制の特徴である。

エ. 体制の意義

本大会における支援体制は、NFとJOC・JPCが連携し、法務支援、モニタリング、メンタルサポートを組み合わせた包括的な仕組みを実装した。

相談窓口の明確化、専門チームによる分析、削除要請等の実務対応、そしてメンタルサポートの提供という一連の流れを事前に整理することで、大会期間中における迅速かつ適切な対応を可能とした。

(2) モニタリングについて

ア. 概要

(ア) モニタリングの対象

モニタリングの対象期間は、競技前の注目段階及び競技終了後の評価・批評段階においても誹謗中傷が発生し得るため、大会前後を含めた期間を対象とした。

・対象期間:2025年8月25日～9月30日（大会期間：9月13日～9月21日）

モニタリングの対象プラットフォームは、主に誹謗中傷投稿が多く発生し得るプラットフォームを対象とした。

・X

・Instagram

・Yahoo!ニュースのコメント欄（以下「[ヤフコメ](#)」という。）

・ショート動画（TikTok、Instagram Reels、Facebook Reels）

※選手個人のアカウントに対するDMは対象外

モニタリングの対象者は、出場選手（補欠選手含む。）及びスタッフ計119名とした。

(イ) モニタリングの方法

モニタリングは、AIによる投稿検知と人的精査を組み合わせた2段階方式で実施した。

- ① AIによる一次検知
- AIを用いて、選手名、競技名、関連キーワード等を組み合わせて、24時間体制で投稿を自動収集した。
- ② 人的精査及び証拠化
- AIが検知した投稿及びAIによる検知ができないプラットフォームにおける投稿を対象として、専門業者が、誹謗中傷の疑いがあるか否かを目視で確認した。なお、評価にあたっては、批評・意見表明と、人格的価値を低下させる違法性を帯び得る投稿とを区別する必要がある。そのため、JOC・JPC専門チーム内の弁護士との認識共通を図り、判断基準の一定の統一を行っている。
- 人的な精査によって誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿について、URL、投稿内容、投稿時刻、アカウント情報等を保存し、発信者情報開示請求

- 等に備えた証拠を確保した。
- ③ 弁護士による分析
- 弁護士が法的な分析を行い、法令又は各プラットフォームの規約に抵触する投稿かどうかを評価した。
- ④ 削除要請
- ③において、「法令又は各プラットフォームの規約に抵触する」と評価された投稿を対象に、削除要請を実施した。

(ウ) 誹謗中傷投稿の分類

モニタリングの実施に当たっては、誹謗中傷投稿の傾向及び態様を類型的に把握・分析することを目的として、投稿内容をその性質に応じて分類した。具体的には、上記（イ）の①及び②の手法により抽出された誹謗中傷の疑いのある投稿について、以下に掲げる類型に基づき整理・分類を行った。

類型	主な例
名誉毀損型	・社会的評価を低下させる投稿
侮辱型	・抽象的な悪口（例:「バカ」「気持ち悪い」） ・外見・学歴・職業を蔑視する言動（例:「高卒のくせに偉そう」） ・感情的な罵倒や人格攻撃
プライバシー侵害型	・自宅住所・電話番号・職場等の個人情報の公開（いわゆる「晒し行為」） ・私的な写真や会話の無断流出 ・恋愛・性的指向などセンシティブ情報の暴露
性的中傷・セクハラ型	・名誉棄損型・侮辱型のうち、特に性的な要素を含む言動 ・性的な噂の流布（例:「枕営業しているらしい」） ・性的な虚偽投稿や画像合成（ディープフェイク等） ・性的なニックネームの付与
差別・偏見型	・出身地・国籍・人種・宗教・性別・障害などを理由とした中傷 ・「〇〇人は信用できない」といった決めつけ投稿 ・LGBTQ+への蔑視・嘲笑表現
信用毀損・業務妨害型	・店舗・企業に対する虚偽のクレーム拡散（例:「不衛生」「詐欺的」） ・虚偽レビューや評価サイトへの書き込み ・デマの意図的拡散による信用失墜行為
集団攻撃型	・SNSでの集団リプライ・引用RTによる集中攻撃 ・掲示板での特定個人に対する誹謗中傷スレッド立ち上げ ・ネットリンチ（いわゆるデジタル私刑）
なりすまし・偽情報型	・他人になりすまして偽情報を投稿 ・虚偽のストーリーを作成して評判を下げる ・捏造された画像や加工スクリーンショットを用いた攻撃
脅迫・危害示唆型	・生命や身体に危害を加えることを示唆する投稿（例:「殺す」「試合会場に行くから覚悟しておけ」） ・爆破予告や殺害予告など、犯罪を示唆する投稿 ・ストーカー行為を示唆する投稿（例:「家まで行く」「ずっと見ている」） ・家族や関係者に対する危害を示唆する投稿

なお、上記分類とは別の観点として、2025年度に開催された大会におけるモニタリングの結果、「アスリートに対する特有の誹謗中傷」と評価し得る投稿の存在が確認された。

アスリートに向けられた投稿の中には、試合結果、代表選考、競技能力、スポンサー契約等、スポーツ活動の特性に起因する内容が多数見受けられた。これらの投稿の多くは、法的観点から整理すれば、名誉毀損、侮辱、プライバシー侵害、差別的言動又は信用毀損等といった既存の類型に該当し得るものである。しかし、スポーツ分野においては、競技結果や代表選考、競技団体による判断等を契機として、特定のアスリートに対する批判や疑念が短期間に集中

的に向けられる傾向がある。その内容も「八百長ではないか」「ドーピングをしているのではないか」「実力ではなくコネで代表に選ばれたのではないか」など、スポーツの公正性や競技能力に関する疑念を示唆するものが少なくない。

このような投稿は、単に個人の名誉又は人格的利益を侵害するにとどまらず、競技の公正性に対する社会的信頼や競技団体の信用にも影響を及ぼし得るという点において特徴を有する。そのため、スポーツ分野における誹謗中傷対策を検討するに当たっては、一般的なインターネット上の誹謗中傷とは異なる側面を踏まえ、スポーツ活動の特性を考慮した分析及び対応が求められるといえる。

主な例
・試合結果や競技能力を理由とした過度な人格攻撃（例：「わざと負けたのではないか」「税金で活動しているのに結果を出していない」）
・八百長や不正行為を示唆する投稿（例：「わざと負けた」「裏で金をもらっている」）
・ドーピングや不正強化を疑う虚偽情報の流布
・代表選考や競技団体の判断をめぐる誹謗中傷（例：「コネで代表に選ばれた」）
・競技結果を契機としたSNS上での過度な批判や集団攻撃
・国籍・出身地・所属チームなどを理由とした過度なバッシング

イ. モニタリングの結果について

(ア) 誹謗中傷投稿の全体動向

a. AI検知数及び人的精査での検知数

東京2025世界陸上の大会期間中における誹謗中傷投稿に関し、AI検知数及び人的な精査での検知数は、以下のとおりであった。

- ・AIツールを用いた検知数（ヤフコメ以外のプラットフォーム）
 - ✓AI検知総数:4,919件
- 当該件数は、AIツールを用いて誹謗中傷の疑いがあると検知された投稿数を指す。なお、ヤフコメはAIによる検知ができないことから、全て人的精査（モニタリング専門業者による目視確認）によって内容を確認したため、当該件数には含まれていない。

- ・人的精査で誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿
 - ✓人的精査で誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿:514件
- 当該件数は、AIツールを用いて誹謗中傷の疑いがあると検知された投稿及びヤフコメの投稿を対象として、人的精査（モニタリング専門業者による目視確認）を行った件数を指す。

b. 削除要請及び実際の削除の状況（ヤフコメを除く。）

- 上記a.において誹謗中傷の疑いがあるとして検知された投稿は、514件であるところ、そのうち、弁護士の確認を経た上で、削除要請を実施した件数は287件で、実際に削除された件数は98件であった¹⁵。すなわち、削除率（削除要請を実施した投稿の件数÷実際に削除された件数）は約34%であった。
- ・誹謗中傷疑いの投稿:514件

【図5-1-2:AI検知数に関する動向】

ツールA	主な対象媒体	検知総数	全体比
	X投稿	4,461	90.7%
	リアルタイム性に優れ、投稿数が最も多かった。一方で、リポストや同姓同名の別選手に関する投稿など、ノイズも多く含まれた。		
ツールB	主な対象媒体	検知総数	全体比
	Instagramコメント	431	8.8%
	投稿量は限定的だが、直接的な侮辱表現や感情的反応が検知されやすかった。		
ツールC	主な対象媒体	検知総数	全体比
	TikTok・Instagram Reels等ショート動画	27	0.5%
	検知数は少ないが、動画による誹謗中傷は拡散力が高く、二次的な波及のリスクを持つと考えられる。		

14. ヤフコメについては、既にLINEヤフー株式会社による自主的なモニタリングによって投稿が削除されている場合があったほか、コメント対象となる記事自体が公開期間満了となっている場合もあったため、削除要請の状況に関する数値を正確に取得することができなかった。このような事態を踏まえ、ミラノ・コルティナ2026冬季大会では、各数値をリアルタイムに集計する方式を採用した。

15. 2026年10月末日時点

- ・削除要請を実施した件数:287件

・実際に削除された件数:98件

・削除率:約34%
- ・大会後:639件(13%)

※削除率は各プラットフォームの運用基準や証拠状況等により左右されるため、一概に評価することはできないが、一定数について削除が実現したことは、法的対応の実効性を示すものといえる。

(イ) モニタリング結果に関する分析

a. 発生時期の傾向

- AIで検知した誹謗中傷の疑いがある投稿4,919件に関し、発生時期ごとの内訳は以下のとおりである。
- ・大会前:1,061件(21.6%)

・大会期間中:3,219件(65.5%)

大会期間中に投稿が集中する傾向が明確に確認された。また、日別では、9月16日(823件)及び9月15日(387件)にピークが認められた。9月15日は男子3000m障害の終盤で発生した接触に対する判定関連の報道が相次ぎ、SNS上で判定への批判や他国選手への攻撃的言及が急増したタイミングである。また、9月15日から16日にかけて、男子110mハードルの予選通過に伴う応援及び期待の増加と並行して、差別的投稿が一部で発生するとともに、決勝の結果(入賞)を契機として、期待した成績が出なかったことに起因する誹謗中傷投稿が増えたというタイミングである。これらの結果は、競技結果や特定事象と連動して投稿が急増する構造を示唆している。

b. 投稿の類型に関する傾向

誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿(ヤフコメ以外)491件につき、種類別の内訳は以下のとおりである。

侮辱型が最多であったが、差別的言辞や性的中傷

誹謗中傷の種類及び件数	分析コメント
侮辱型(260件)	外見・能力・人格を否定する発言が中心。試合直後に感情的反応として投稿される傾向がみられた。
差別・偏見型(114件)	出身・国籍・属性を根拠とした表現が確認された。X及びニュースコメント欄に一定数集中。
性的中傷・セクハラ型(72件)	身体や容姿の性的対象化を含む投稿が確認された。心理的影響が大きい類型。
分類不明(57件)	否定的意見・皮肉・曖昧な表現など、明確な違法性判断が困難な投稿を含む。
名誉毀損型(13件)	事実摘示により社会的評価を低下させる可能性がある投稿。
その他(プライバシー侵害型1件、風評被害型1件)	個人情報の暴露に該当し得る投稿。虚偽情報の拡散により評価低下を招くおそれのある投稿。

は人格権侵害の程度が強く、精神的影響も大きい類型である。

特に性的中傷については、分析の結果、急激な拡散傾向が確認され緊急対応を実施した事例も確認されている。

c. プラットフォームに関する傾向

誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿は、そのほとんどがX及びヤフコメに集中していた。両媒体で全体の97%超を占める。そのため、今後の大会期間中の対応においても、これら2つのプラットフォームが対応の中心になることが想定される。

また、媒体ごとの削除率には差が認められ、各プラットフォームの対応基準や通報体制の影響が示唆される。

d. 選手ごとの傾向について

プラットフォーム	概要及び傾向
X(要請161件／削除29件／削除率11.1%)	全体の約6割を占める主要な発生源。競技中や直後にリアルタイム投稿が集中し、短時間で件数が急増する傾向が確認された。侮辱・差別・性的中傷が多く、特に高いエンゲージメントを得た投稿(公式発信・切り抜き動画・ニュース見出し等)へのコメント欄に攻撃的反応が集まりやすい構造がみられた。
ヤフコメ(要請117件／削除68件／削除率28.5%)	Xに次ぐ主要発生源。ニュース記事を介して二次的な言及が拡大しやすく、侮辱・差別型が多い。各選手のプライバシー侵害に該当する投稿も散見された。記事タイトルや見出しが『論点』として切り取られ、コメント欄で断定的・攻撃的な意見が増幅する傾向が確認された。
Instagramコメント(要請0件／削除0件／削除率0%)	件数は少数であったが、選手本人の投稿に直接コメントが付されるため、心理的影響が相対的に大きいと考えられる。
ショート動画(要請5件／削除1件／削除率20%)	投稿数は少数であったが、映像の編集やテロップの付け方により誤解を招き、事実以上に刺激的に見える投稿が確認された。誤情報や名誉毀損につながるリスクがある媒体特性が認められる。
Web記事／ブログ(要請4件／削除0件／削除率0%)	根拠の不確かな論評や性的中傷がみられた。検索やまとめサイト経由で後追い拡散が生じやすい点に留意する必要がある。

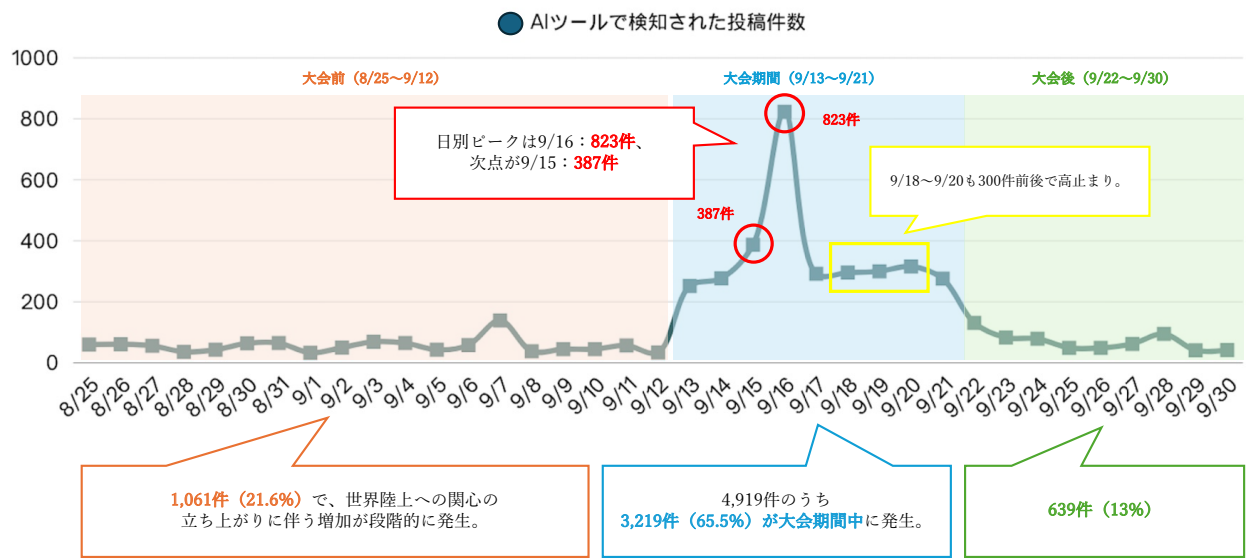
誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿につき、特に投稿件数が多かった上位5名の選手を対象として、誹謗中傷の類型、発生時期のピーク、及び特徴的内容を整理する。

- 類型別にみると、以下の傾向が確認された。これらは、誹謗中傷が無作為に発生するのではなく、一定の属性や社会的文脈と関連して発生している可能性を示唆している。
- ・侮辱型投稿が全体として多数を占める

・男子選手に対しては差別・偏見型投稿の割合が高い

・女子選手に対しては性的中傷・外見言及型投稿が

【図5-1-3:発生時期の傾向】



一定割合を占める

・投稿は大会期間中の特定日に集中する傾向がある

誹謗中傷は無作為に発生するのではなく、性別、国籍、外見、競技結果等の属性と結びついて構造的に発生していることが確認された。

投稿件数上位選手に対する誹謗中傷の分析から、

選手名	性別	総件数	侮辱型	差別・偏見型	性的中傷・セクハラ型	名誉毀損型	風評被害	プライバシー侵害型	分類不明
選手A	女性	98件	83.1%	-	12.4%	-	-	-	4.5%
選手B	男性	78件	3.8%	85.9%	2.6%	-	3.8%	-	3.8%
選手C	男性	56件	17.9%	73.2%	-	-	-	-	8.9%
選手D	男性	55件	34.9%	43.6%	-	1.8%	-	-	20%
選手E	女性	52件	53.8%	-	28.8%	1.9%	-	-	15.4%

2. 東京2025デフリンピック

東京2025デフリンピックにおいては、事前に組織委員会等にモニタリング実施することを共有するとともに、大会期間後にモニタリング結果を報告した。

モニタリング方法を含むモニタリングの概要は、基本的には東京2025世界陸上と同様とした。

AI検知総数は1217件であり、人的な精査によって誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿は22件であった。そして、当該投稿について弁護士が法的な分析を行った結果、削除要請を実施した件数は0件であった。

- ・AI検知総数:1217件
- ・誹謗中傷疑いの投稿:22件
- ・削除要請を実施した件数:0件

誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿22件について、投稿されたプラットフォーム、誹謗中傷の類型は以下のとおりである。

投稿されたプラットフォームはXが多く、誹謗中傷の類型は風評被害・信用毀損型が多い。Xにおける

投稿数が多い点は東京2025世界陸上と同様であるものの、ヤフコメの投稿数が少ない点が異なる。この点は、Yahoo!ニュースにおいて大会について報じる記事数が、東京2025世界陸上と東京2025デフリンピックとで異なる点に起因するものと推察される。風評被害・信用毀損型が多くなっているのは、大会の開催自体が「税金の無駄」であるなど、大会自体に対する言及が「誹謗中傷の疑いがある」と判定されたためである。もっとも、特定の個人又は法人に対する誹謗中傷ではないため、結果として削除要請に至る投稿も存在しなかった。

誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿が少ない点は、東京2025世界陸上と異なる特色であるといえる。この点は、テレビ放映や記事などのメディア露出の多寡に起因するものと推察されるが、後述のミラノ・コルティナ2026冬季大会におけるオリンピックとパラリンピックの投稿のモニタリング結果からも、そもそもパラアスリートに対して誹謗中傷を行う者が少ないという可能性も考えられる。

プラットフォーム	件数	類型	件数
X	17	名誉毀損型	1
ヤフコメ	5	侮辱型	6
Instagram	0	プライバシー侵害型	0
Web／ブログ	0	性的中傷・セクハラ型	0
合計	22	差別・偏見型	3
		風評被害・信用毀損型	12
		集団攻撃型（集団いじめ・炎上）	0
		なりすまし型	0
		合計	22

3. ミラノ・コルティナ2026冬季大会

(1) 大会期間中のサポート体制

ア. 基本方針

ミラノ・コルティナ2026冬季大会においては、東京2025世界陸上及び東京2025デフリンピックで得た知見も踏まえ、以下を基本方針とした。

- ・時差を踏まえた24時間サポート体制の構築
- ・緊急時の迅速な初動対応
- ・NFとの密接な情報共有
- ・広報・法務・モニタリングの連携した運用

このような基本方針を実現するために、ミラノ現地と日本国内の2拠点体制を構築した。

そして、誹謗中傷は競技終了直後に集中する傾向があることから、リアルタイムでの即時対応を重視し、ミラノ現地を中心拠点として対応するものとした。

イ. サポート体制について

サポート体制については、2拠点体制を特色とするものであるが、相談受付から法的対応、選手支援に至る基本的な枠組みについては、原則として東京2025世界陸上と同様の設計としている。

モニタリングについても、AIによる自動抽出、専門業者による目視確認、弁護士による法的分析を組み合わせた三層構造を採用する体制としている。現地拠点と日本拠点との間で情報を随時共有することにより、時差による空白を生じさせることなく、継続的な監

視と迅速な初動対応を行った。

さらに、誹謗中傷への対応は法的措置のみに限定されるものではないため、TEAM JAPAN本部・メディカル（セーフガーディングオフィサー、ウェルフェアオフィサー）・広報、NFとの調整を含む包括的な支援体制を整備した。誹謗中傷投稿が選手の心理状態や競技活動に影響を及ぼすおそれがある場合には、必要に応じてTEAM JAPAN本部を通じてNFへ状況を共有し、切れ目のない支援を行う構造とした。

大会における誹謗中傷対策は、2拠点体制により即応性及び継続性を強化したものであり、相談、モニタリング、法的対応及び選手支援が有機的に連動する運用とした。

ウ. 2拠点体制の構造

(ア) 国内における対応

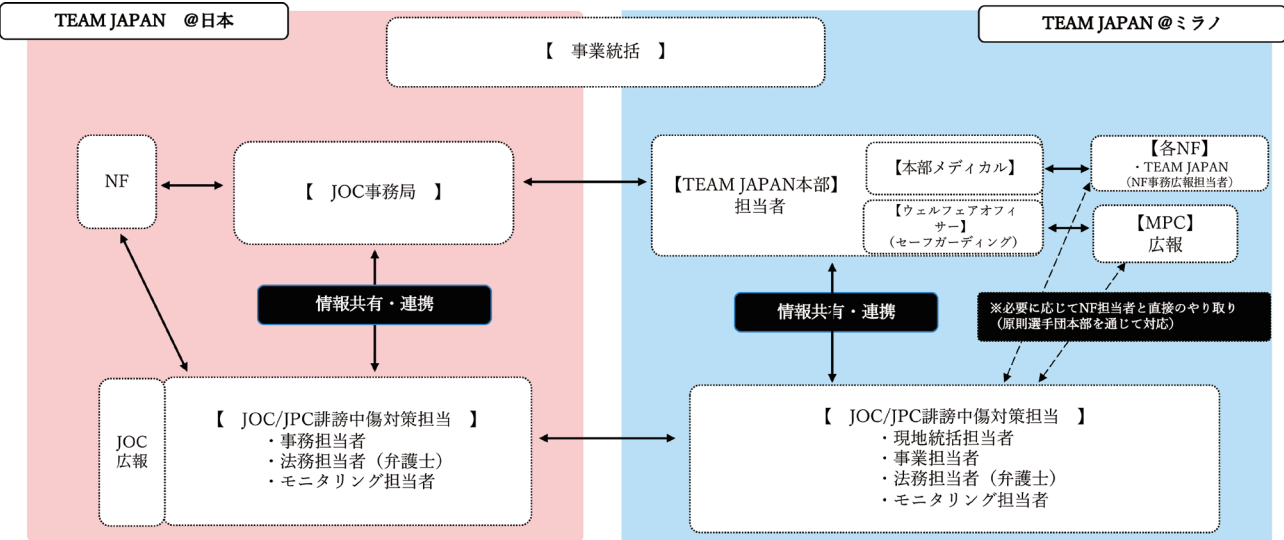
日本国内には、事務局を中心とした支援体制を設置した。

国内拠点の主な役割は以下のとおりである。

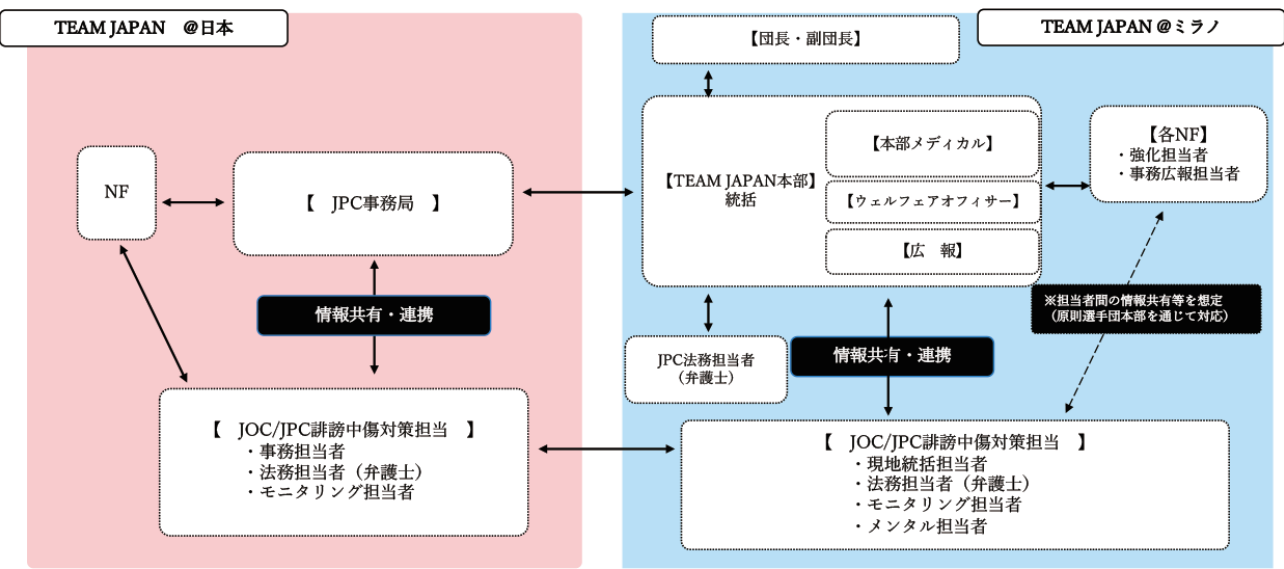
- ・日本時間に対応したモニタリングの実施
- ・ミラノ現地との情報の共有
- ・必要に応じた日本国内での広報・法務対応

誹謗中傷投稿は、日本で試合中継や報道を見た視聴者によって行われる可能性も高いことから、国内拠

【図5-3-1:ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックにおける体制図】



【図5-3-2:ミラノ・コルティナ2026冬季パラリンピックにおける体制図】



点においてモニタリングを実施することによって、リアルタイムでの即時対応が可能となる。また、モニタリング結果をミラノ現地と共有することで、当該モニタリング結果も踏まえた現地対応を行うことができた。

(イ)ミラノ（現地）における対応

ミラノ現地拠点は、TEAM JAPANと同様のイタリア時間で活動することで、TEAM JAPANやNFの現地担当者とリアルタイムで情報連携を可能にした。

具体的には、ミラノ現地拠点には以下の人員を配置し、リアルタイムでの即時対応を可能とした。

- ・JOC・JPC担当者
- ・法務担当者（弁護士）
- ・モニタリング専門業者

ミラノ現地拠点の主な役割は以下のとおりである。

- ・イタリア時間に対応したモニタリングの実施
- ・TEAM JAPAN本部（本部メディカルやウェルフェアオフィサー／セーフガーディングオフィサー、広報等）との連携
- ・各NFとの直接連携

ミラノ現地拠点が各NFと連携することで、誹謗中傷対策チームのサポートを求める選手に充実したサポートを行うことが可能となった。

(ウ)日本とミラノ現地との間の情報共有

国内拠点とミラノ現地拠点との間では、毎日18時（日本時間）に定例コアミーティングを実施したほか、メール等を通じて随時連絡を取ることで、誹謗中傷投稿の検知状況、削除要請の実施状況、選手の心理的影響に関する情報等を双方向で共有した。

これにより、対応方針の統一、判断の属人化防止、24時間対応の確保を図った。

(2) モニタリングについて

ア. 概要

モニタリング方法を含むモニタリングの概要は、基本的には東京2025世界陸上と同様である（上記1.(2)参照）。

イ. モニタリングの結果について

(ア)大会期間中における全体投稿

まず、ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックに関する全体投稿¹⁶の総量は、10,931,495件であった。特に投稿量の多かった日と、その日に行われた注目度の高い投稿は以下のとおりである。

- ①2月8日：高市早苗内閣総理大臣が、ビッグエア金メダル獲得を受けて木村選手へ電話したこと及びTEAM JAPANへの応援メッセージに関する投稿を行った日
- ②2月14日：鍵山優真選手が、応援への感謝の投稿を行った日
- ③2月17日：オリンピック公式アカウントが、「りくりゅう」ペアの金メダル報告の投稿を行った日
- ④2月20日：高木菜那氏が、高木美帆氏とのツーショットを添えて「最高にかっこよかった」との投稿を行った日

ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックに関する全体投稿の内訳は、ポジティブな投稿が62.6%、ネガティブな投稿が5.5%、ニュートラルな投稿が32.0%

【図5-3-3:ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックに関する全体投稿の推移】



であった。

(イ)大会期間中における誹謗中傷投稿

a. ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック

ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックの大会期間中の誹謗中傷投稿に関し、AI検知数及び人的な精査での検知数は、以下のとおりであった。

- ・ヤフコメにおける記事数及び投稿数:278,483件
- ・その他のプラットフォームにおける投稿数
 - ✓ AI検知総数¹⁷:10,864件
 - ✓ 人的精査で誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿¹⁸:66,628件
- ・合計:355,975件

このように誹謗中傷の疑いがあるとして検知された投稿のうち、弁護士の確認を経た上で、削除要請を実施した件数は1,913件で、実際に削除された件数は578件であった。すなわち、削除率（削除要請を実施した投稿の件数÷実際に削除された件数）は約30%であった。

- ・誹謗中傷疑いの投稿:355,975件

- ・削除要請を実施した件数:1,913件
- ・実際に削除された件数:578件
- ・削除率:30.2%

誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿（削除要請を実施した投稿）1,913件につき、種類別の内訳は以下のとおりである。

誹謗中傷の種類	件数
名誉毀損型	276件
侮辱型	1,332件
プライバシー侵害型	34件
性的中傷・セクハラ型	247件
差別・偏見型	5件
風評被害・信用毀損型	19件

b. ミラノ・コルティナ2026冬季パラリンピック

ミラノ・コルティナ2026冬季パラリンピックの大会期間中の誹謗中傷投稿に関し、AI検知数及び人的な精査での検知数は、以下のとおりであった。

- ・ヤフコメにおける記事数及び投稿数:1,193件
- ・その他のプラットフォームにおける投稿数
 - ✓ AI検知総数¹⁹:654件

16. 誹謗中傷投稿に限らず、ポジティブな投稿、ネガティブな投稿、ニュートラルな投稿の全て

17. X:5,587件、Instagram:4,097件、Facebook:749件、TikTok:431件

18. You Tube

19. X:47件、Instagram:547件、Facebook:40件、TikTok:20件

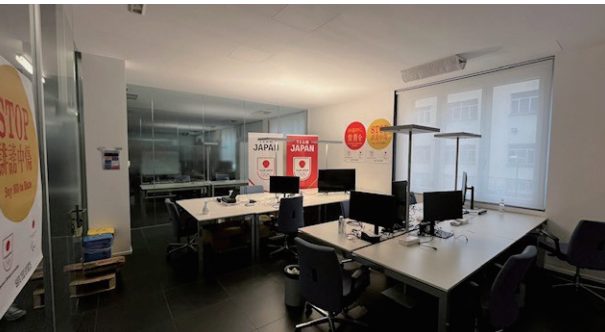
✓ 人的精査で誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿²⁰:185件
・合計:2,032件

このように誹謗中傷の疑いがあるとして検知された投稿のうち、弁護士の確認を経た上で、削除要請を実施した件数は0件であった。

・誹謗中傷疑いの投稿:2,032件
・削除要請を実施した件数:0件

誹謗中傷の疑いがあると判定された投稿が少ない点は、東京2025デフリンピックと同じ傾向であることを踏まえると、そもそもパラアスリートに対して誹謗中傷を行う者が少ないという可能性も考えられる。

【図5-3-4:ミラノ・コルティナ2026冬季大会現地対応の様子】



(3)ミラノ現地での対応に関する実績

ミラノ・コルティナ2026冬季大会において、日本国内でのモニタリングに加え、ミラノ現地に誹謗中傷対策チームの中核機能を配置する2拠点体制を構築した。そこで、ミラノ現地に拠点を設置したことで対応できた実績について報告するとともに、現地拠点を設置することの意義について整理する。

ア. 現地対応の実績

ミラノ・コルティナ2026冬季大会の大会期間中に、複数の選手のSNS上での投稿に関し、誹謗中傷の対象となるようなリスクがあることを確認し、即時にTEAM JAPAN本部、NF、選手、コーチ等と連携しながら対応を行った。



(ア)リアルタイムでの状況把握と初動対応

ミラノ時間夕刻から夜間帯にかけて選手本人による投稿が行われたところ、当該投稿に関する評価をめぐり言説が拡散するおそれがあった。誹謗中傷対策チームは、ミラノ現地拠点を設けていたことで、かかる事態を直ちに確認し、かつ、それに対する世間の受け止め方・当該選手に対する更なる誹謗中傷の状況についてモニタリング及び分析を行うことができた。そして、そのようなモニタリング及び分析結果に基づき、速やかにTEAM JAPAN本部、NF、選手、コーチ等に対して状況を共有し、投稿の波及可能性や今後の対応について助言を行った。結論として、当該助言を踏まえて選手本人が判断の上、当該投稿を削除するに至った。

なお、選手の意思を尊重することが最も重要であるという理解の下、選手本人の発言を強制する立場にはないことも明確にし、選手の意思を尊重する姿勢も明確に伝えていた。

このように、誹謗中傷の未然防止や更なる拡散防止のためには、初動対応が極めて重要であるところ、同一タイムゾーン内で状況を速やかに察知し、モニタリング及び分析によって速やかに現状把握・分析を行った上で、これらに関係者間で即時に情報共有できたことは、拡散抑制に資する初動対応として重要であった。

(イ)心理的影響への配慮

誹謗中傷対応は、個々の投稿に関する削除要請の可否判断のみならず、選手の心理的安定の確保が不可欠である。本事案では、投稿増加と並行して選

手の心理的負担が懸念される状況が確認されていた。

そして、本事案においては、ミラノ現地拠点において、NF及び本部メディカル（ウェルフェアオフィサー／セーフガーディング）と連携し、状況確認及び必要な支援の調整を行うことができた。このような対応を日本拠点から行う場合には様々な制約があり得たところ、物理的近接性を有するミラノ現地拠点があったことにより、適時の連携・支援を行うことができた。

(ウ)NFや選手本人との即時協議

JOC・JPC専門チームは、投稿の増加が確認された段階で、ミラノ現地拠点のJOC・JPC専門チームがNF担当者と迅速に協議し、削除要請の要否、証拠保全の必要性、選手への説明内容等を整理した。また、JOC・JPC専門チームと選手本人及びコーチとの間での会議も設定し、モニタリング及び分析結果（ポジティブな投稿が大半を占めるという状況）を共有するとともに、静観することが、結果として選手の保護につながる可能性がある点についても、情報共有した。

誹謗中傷は短時間で拡散するため、対応の遅延は二次的波及を招くおそれがある。本事案では、JOC・JPC専門チーム、NF、選手本人及びコーチが迅速に連携をすることにより、NFや選手及びコーチが事実を適切に認識した上で対応することができた。その結果として、SNS上における議論の連鎖・拡大を止めることができたものとする。

(エ)その他の対応

本大会期間中、複数の競技において、一定期間に誹

20. You Tube

誹中傷投稿に関する投稿量の増加が確認された。

これらの事案については、違法性が高い投稿が多数発生した状況ではなかったものの、投稿量の推移及び投稿内容の傾向を踏まえ、ミラノ現地において誹中傷対策チームとNFとの間で迅速に情報共有を行うことで、NFにおける対応検討の支援を行った。

このように、削除要請を伴う事案のみならず、将来的な拡散リスクが見込まれる局面においても、早期段階でNFと連携する運用を行っている。

イ. 現地対応の意義

誹謗中傷はインターネット上で発生するものであり、単なるモニタリングのみであれば、日本国内においても実施可能である。しかし、本事案を通じて明らかとなったのは、選手や指導者が安心して活動できる環境を整備するための核心は、個々の投稿について削除要請を行うことよりも、「モニタリング及び分析結果を踏まえた情報共有」を行い、そのような情報を踏まえて「適切な初動対応」を支援することと「心理的安定の確保」を行うことにあるという点である。

特に、以下のような対応は、ミラノ現地拠点が中核機能を担うことにより、より実効的に実施することが可能であった。

- ・夜間帯の投稿への即応
- ・本人の行動と投稿拡散の相互作用への助言
- ・TEAM JAPAN本部やNF、選手との即時協議
- ・対面又は同タイムゾーンでの心理的支援

以上より、ミラノ・コルティナ2026冬季大会における2拠点体制は、実際の個別事案対応を通じてその

必要性が具体的に確認されたものと総括できる。

(4) プラットフォーマーとの協力体制の構築

ミラノ・コルティナ2026冬季大会における誹謗中傷対策に関しては、プラットフォームとの協力体制を構築したことも重要な対応であった。大会期間中に実施したモニタリング及び投稿の削除要請に関して、LINEヤフー株式会社及びMeta Platforms, Inc.との協力体制を設けた。これらの協力体制は、従前からJOC及びJPCが実施してきた誹謗中傷対策を一層強化し、投稿検知・評価・対応の速度と質を向上させることに繋がっている。

LINEヤフー株式会社との協力体制では、同社が運営する各種プラットフォームにおけるコンテンツモデレーションの知見や運用を通じて、アスリートに対する誹謗中傷の早期把握と未然防止のための取組みについて支援を受けた。

また、Meta Platforms, Inc.との協力体制では、同社が保有するコンテンツポリシーに基づく違反コンテンツの検出技術や運用に関する知見を共有いただくことで、アスリートに対する誹謗中傷の早期把握と未然防止のための取組みについて支援を受けた。

これらの協力は、モニタリングの実効性を高めるのみならず、プラットフォームとJOC及びJPCが共通の目的の下で連携することで、アスリートに対する誹謗中傷抑止のメカニズムを強化するものであった。

このように、プラットフォームとの協力体制は、JOC及びJPCの誹謗中傷対策チームによるサポート体制と一体となって、大会に臨むアスリート等を取り巻くデ

ジタル環境の安全性を高める上で重要な要素となった。

第6 本事業を通じて得られた知見・成果等

1. アスリートに対する法務サポートの範囲と制度設計上の留意点

本事業は、誹謗中傷に直面するアスリートを多角的に支援することを目的として実施された。その一環として、法務面からの支援の在り方についても整理を行った。もっとも、アスリートに対する法務サポートは、団体としての関与範囲、弁護士法との関係、民事訴訟制度との整合性、既存の公的支援制度との関係等、複数の法的論点を内包する。

本章では、本事業の遂行を通じて整理された、JOC及びJPCが提供し得る法務サポートの範囲とその限界を明らかにするとともに、NF等が制度設計を行う際の参考となる基本的視点を提示する。

(1) 法務サポートの構造的限界

ア. 請求の主体について

誹謗中傷に対する法的対応のうち、発信者情報開示請求及び損害賠償請求は、原則として被害を受けたアスリート本人が当事者として行うものである。

すなわち、民事訴訟法上、当事者適格は権利主体に帰属することが原則であり、団体が任意的に訴訟担当を行うことは例外的にしか認められない。アスリート個人に対する名誉毀損事案において、第三者であるJOC及びJPCが訴訟主体となる合理的根拠を一般化することは困難である。

したがって、本事業においては、請求の主体は一貫してアスリート本人に帰属するものとして整理している。

イ. 弁護士法との関係

弁護士法72条は、弁護士でない者が報酬を得る目的で法律事務を取り扱うことを禁止している。また、同法73条は、他人の権利を譲り受けて訴訟等により実行することを業とする行為を禁止している。

アスリート個人に対する名誉毀損事案において、第三者であるJOC及びJPCが請求を行う構造を採用する場合、これらの条文との関係で疑義が生じ得る。また、JOC及びJPCが弁護士を斡旋するような構造も、解釈上の問題を招く可能性がある。

そのため、本事業においては、JOC及びJPCが法律事件を直接取り扱う構造は採用していない。

ウ. 公的支援制度との関係

弁護士費用支援に関しては、総合法律支援法に基づく法テラス制度が存在する。同制度は資力要件等を前提とする公的支援制度であり、国費支出の枠組みが明確に定められている。

総合法律支援法において、法テラス以外の法的支援を禁止する規定は存在しないものの、制度の公平性や整合性の観点から、JOC及びJPCが包括的に第三者の訴訟費用を負担・支援する構造を一般化することは慎重であるべきである。

エ. 対応に要する期間に起因する制約

上記のような法的・制度的な制約のほかに、対応に要する期間に起因する実務上の制約も存在する。

最も大きな制約として、発信者情報開示請求や損害賠償請求といった法的手続については、請求を開始してから最終的に請求が認められるまでに相当の期間を要するという点が挙げられる。本事業の目的は、アスリートが安心して競技に専念できる環境を確保することにあるところ、この目的との関係では、被害発生時に迅速な対応を講じることが求められる。そのため、解決までに相当の期間を要する手段は、即時的な被害の拡大防止という観点からは必ずしも適切とはいえない側面がある。

とりわけ、短期間に多数の投稿が拡散し得る大会期間中においては、発信者情報開示請求や損害賠償請求といった司法手続は、被害の拡大を直ちに抑止する手段としては機能しにくい。そのため、大会期間中の対応としては、削除要請、モニタリングの強化、相談体制の整備等、迅速に実施可能な対応を中心とした対策を講じることが重要であると考えられる。

(2) 本事業における法務サポートの範囲

以上の整理を踏まえ、本事業において提供する法務サポートの範囲は、以下のとおり整理した。

①プラットフォームに対する削除要請等
プラットフォームに対する削除要請、統括団体としての警告対応等は、統括団体としてのJOC及びJPCが、本人として行うことが可能な領域である。

②モニタリング等で検知した投稿に関する法的な分析

モニタリング等で検知した投稿について、法令又はプラットフォームのポリシーの観点から、名誉毀損、侮辱、差別的言動等に該当し得るかについて、一般的な法的整理を示し、将来の法的請求に必要な証拠等の保全をすることは可能である。もっとも、個別事件の代理人として法律事務を遂行することとは明確に区別される。

③NFと連携した選手・指導者のサポート
JOC及びJPCは、統括団体として選手・指導者をサポートする団体であり、特に大会期間中は、TEAM JAPANを組織する主体として、TEAM JAPANに対して様々なサポートを提供する必要がある。そこで、大会期間中における対応として、法務やメンタルヘルスを含む様々なサポートを行うことが可能である。

2. 削除要請について（大会期間中の対応）

本事業における大会期間中の対応を通じ、JOC及びJPCは、膨大な投稿について「削除要請を行うべきか否か」という判断を短時間で反復して行うという実務経験を得た。誹謗中傷投稿は、文言の強度、文脈、拡散性、対象の同定可能性等により態様が多岐にわたり、同一又は類似の表現であっても、読みの受け止め方や評価が一様でないことも少なくない。そのため、削除要請の要否は判断者の感覚に左右されやすく、運用が属人的になり得るという課題が顕在化した。

削除要請の判断を一定程度平準化し、説明可能性を確保するためには、判断の拠り所となる「基準」又は「判断枠組み」を整備することが有用である。他方で、誹謗中傷の態様はケースバイケースであり、過度に画一的な基準を設定すると、個別事案の適切な評価を阻害するおそれもある。したがって、抽象的に基準を設計するのみではなく、実務上の判断経験を踏まえ、事例に即して判断要素を整理した上で、類型化・言語化していく作業が重要となる。

そこで本章では、本事業において蓄積された「削除要請の可否に関する検討・判断」の経験を踏まえ、個別事例を基礎として判断要素を抽出し、一定の類型整理を行った結果を取りまとめる。これは、今後、NFを含む他団体が同様の取組みを企画・実施するに当たり、抽象論ではなく実務に即した形で削除要請判断の枠組みを検討する際の参考となることを目的とするものである。

(1) 削除要請判断における基本構造

削除要請の可否は、大きく2段階の検討構造を有する。

ア. 投稿の対象の同定可能性

まず検討の第一段階は、「当該投稿の対象者（被害者）が誰であるか」について特定可能か否か（いわゆる同定可能性）である。

同定可能性に関しては、本事業で検出された投稿を踏まえると以下の3類型に整理される。

- ・特定の選手個人を明確に特定できるもの
- ・当該大会出場選手のいずれかであることは特定できるもの
- ・特定選手までは特定できないが、スポーツ選手一般を対象とするもの

本事業においては、削除要請の対象とするためには、少なくとも②まで特定可能であることが望ましいと整理した。これは、削除要請の対象となる投稿については、当該投稿が具体的な個人又は一定範囲に属する者を対象としていると合理的に認識できることが必要であり、そのような場合には、当該範囲に属するアスリートの社会的評価や人格的利益を侵害する可能性があるためである。特に大会期間中においては、出場選手という限定された集団に対する投稿であっても、実質的には特定のアスリート又は少数のアスリートを念頭に置いたものとして受け取られる場合が少なくない。

これに対し、③のように、特定の大会や選手との関係が明確でなく、スポーツ選手一般に向けられた抽象的な言及にとどまる投稿については、削除要請の対象とするか否かの判断が困難であることから、本事業においては原則として対象外と整理した。

なお、本事業における削除要請は、民事訴訟を提起するものではなく、プラットフォーマーに対して、プラットフォームのポリシー違反を理由として行う削除要請である。そのため、同定可能性の要求水準は、民事責任追及の場合と必ずしも同一ではない。

イ. 表現内容の評価

同定可能性が認められた場合、第二段階の検討として、表現内容の評価を行う。このような評価にあたっては、以下の利益衡量が不可欠である。

- ・選手の人格権・名誉権・尊厳
- ・表現の自由
- ・スポーツの社会的価値

特にスポーツの文脈においては、スポーツの観戦者が競技内容について論評・批評を行うことは、スポーツ文化の一部として通常広く行われている活動であると考えられる。このような論評・批評は、スポーツに関する社会的議論や競技への関心を高める側面を有するものであり、表現の自由の観点からも一定程度尊重されるべきものである。

そのため、競技内容に関する論評・批評と評価し得る投稿に対して、JOC又はJPCが広範に削除要請を行うこととなれば、投稿者に対して自己の意見表明を控えさせる効果、いわゆる萎縮効果が生じるおそれがある。この点は、スポーツに関する自由な議

論や批評の機会を不当に制限する結果につながり得るため、削除要請の運用に当たっては十分な配慮が必要である。

もともと、競技内容について論評・批評を行っているかのような形式をとる投稿であっても、その内容が特定のアスリートの人格を否定するような言動に及ぶ場合や、差別的言動又はヘイトスピーチに該当するような表現を含む場合には、表現の自由の保障の範囲内にあるものとはいえず、許容されるものではないと考えられる。

このように、表現内容の評価を行うにあたっては、様々な事情を総合考慮した上で利益衡量を行うことになり、基本的にはケースバイケースでの判断が必要となる。もともと、可能な限り統一的な判断が可能となるように検討した結果を、後記（2）及び（3）においてまとめる。

ウ. プラットフォーマーが定めるポリシーとの関係

削除要請は、私人間の紛争解決手続ではなく、プラットフォーマーに対しその運営ポリシーに基づく対応を求める行為である。したがって、表現内容の評価を行うにあたっては、少なくとも当該投稿が各プラットフォーマーの定めるポリシーに抵触していることが前提となる。

本事業のモニタリングにおいて主要な対象となったX及びヤフコメはいずれも、プラットフォーマーが定めるポリシーにおいて、差別的言動、嫌がらせ、脅迫、性的コンテンツ、名誉毀損的表現等を禁止している。

例えば、Xの「ルールとポリシー」においては、

- ・暴力的言動
- ・嫌がらせやヘイト行為
- ・性的コンテンツ
- ・誤解を招く情報

等が禁止対象として整理されている。

また、ヤフコメの「コメントポリシー」においては、

- ・誹謗中傷
- ・差別的表現
- ・虚偽情報
- ・わいせつな内容

等が禁止対象として掲げられている。

もっとも、これらのポリシーは文言上かなり広範な内容となっており、一見するとポリシーに抵触しているように見える投稿であっても、実際には削除されないケースが少なからず存在する。この点は、プラットフォームは、投稿全体の文脈、表現の強度、公共性、議論の余地等を踏まえ、独自の基準に基づいて運用しているためであるものと推察される。

他方で、ポリシーの文言に形式的に抵触し得る投稿を全て削除要請の対象とすると、削除要請の範囲は相当広範となる。その結果、批評や論評に属し得る表現まで対象に含まれ、表現の自由に対する過度な介入となるおそれがある。

したがって、削除要請判断においては、単に「ポリシーに抵触しているか否か」を形式的に検討するだけでは足りない。ポリシー違反であることを前提としつつも、人格権侵害の程度、表現の文脈、社会的許容範囲、拡散状況等を総合考慮し、削除要請の相当性を独自に検討する必要がある。

本事業においても、ポリシーは重要な要素ではある

が、実務経験を踏まえて帰納的に整理した判断枠組みを併用することが適切であるとの結論に至った。

(2) 類型的に削除要請が相当と整理された投稿

本事業において蓄積された「削除要請の可否に関する検討・判断」の経験から、本報告書作成時点での見解としては、以下のような類型は原則として削除要請の対象とすることが妥当であると整理している。

A. 明白な名誉毀損・侮辱

刑法上の名誉毀損罪（刑法230条1項）・侮辱罪（刑法231条）や、民法上の不法行為における名誉毀損・侮辱が成立し得るような投稿である。すなわち、犯罪歴を断定的に記載する投稿や、「死ね」といった暴言は、違法性が認められ、削除要請の対象とすることに疑義はない。

近年、インターネット上の誹謗中傷への対応強化の観点から、刑法が改正され、侮辱罪については法定刑が引き上げられるなどの厳罰化が行われている（2022年刑法改正）。これに伴い、侮辱罪は従前の軽犯罪的な位置付けから、より実効的に対処すべき違法行為として位置付けられることとなった。

さらに、法務省においても、誹謗中傷に関する理解を促進するため、侮辱罪に該当し得る事例集²¹を公表しており、人格を否定するような暴言等は、侮辱罪に該当し得るものとして紹介されている。こうした点を踏まえると、明白な名誉毀損又は侮辱に該当し得る投稿については、法的観点からも違法性が強く認められる可能性があり、モニタリングの結果検出さ

れた場合には、削除要請の対象として適切に対応することが必要である。

イ. 差別・偏見型投稿

人種・国籍等を理由として排除・蔑視・危害を煽る投稿は、人格的尊厳を侵害する重大な類型である。もっとも、人種に言及したことのみをもって直ちに削除要請の対象とするのではなく、排除的意図や侮辱性の程度を個別に評価する必要がある。そこで、いわゆるヘイトスピーチに該当するような投稿を、削除要請の対象とすることが考えられる。

ヘイトスピーチとは、「特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動」をいう^{22,23}。

例えば、法務省によれば、以下のような言動がヘイトスピーチとして想定されている。

- ・特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの（「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など）
- ・特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えんとするもの（「〇〇人は殺せ」、「〇〇人は海に投げ込め」など）
- ・特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの（特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど）

例えば、大会の成績上位者が外国からの帰化選手であったような場合に、帰化選手であるという点に言及するのみであれば、単なる意見ないし事実を述べたに過ぎないものとして、削除要請の対象にはならな

いものと考えられる。他方で、当該選手に関して、「祖国へ帰れ」と述べるような投稿については、人格的尊厳を侵害する重大なものとして、即時に要請の対象とすべきである。

ウ. 性的中傷・性的対象化

アスリートを性的対象として扱う投稿や、性的な言動を用いて人格を貶める投稿は、人格的利益を侵害する可能性が高く、削除要請の対象とすることが相当である。これらの投稿には、外見や身体的特徴に対する性的な評価や、性的行為を想起させる侮辱的表現、性的関係を示唆する虚偽の記載など、いわゆる性的中傷（性的侮辱）に該当し得るものが含まれる。アスリートを性的対象として扱う表現は、競技者としての評価とは無関係な性的視点から人格を評価するものであり、人格的尊厳を侵害する行為として問題となる。

また、SNS上においては、試合中の画像や映像の一部を切り取って性的意味を付与する投稿や、身体的特徴を過度に強調して性的対象として扱う投稿など、いわゆる「性的対象化」に該当する投稿が見受けられる。このような投稿は、アスリートを競技者としてではなく性的対象として扱うものであり、当該選手に対する精神的負担が大きいことに加え、スポーツ環境におけるハラスメントの一形態としても評価され得る。

とりわけ、画像や動画を伴う投稿は拡散性が高く、当該アスリートに与える影響も大きいことから、削除要請の可否については比較的広い範囲で判断することが相当である。

21. <https://www.moj.go.jp/content/001446563.pdf>

22. 法務省「ヘイトスピーチ、許さない。」と題するウェブページ (https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html)

23. 法律上は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義として、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であつて適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と規定している（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）。

(3) 判断が悩ましいグレーゾーン

ア. 競技内容への強い批判

上記(1)イ.において述べたとおり、特にスポーツの文脈においては、競技内容に関する論評・批評について削除要請を行うことに関しては謙抑的であるべきとも思われる一方で、人格否定やヘイトスピーチのような過剰な言動については許容すべきではない。そのため、競技内容に関する投稿については、論評・批評の範囲を超えているか否かについて判断が問われることになる。

- 評価要素としては、以下を総合考慮することが妥当と思われるが、明確な基準を立てることは難しいと言わざるを得ない。
- ・表現の強度
 - ・人格否定の有無
 - ・反復性
 - ・拡散状況

以上と別観点として、本事業で対応を行った大会の中で、期待された競技成績が得られなかったケースにおいて、多数の批判的な投稿が集中しているものの、個々の投稿としては、必ずしも論評・批評の範囲を超えているとは言えないという事例があった。このような場合、多数の批判的投稿が集中した選手が受ける精神的・心理的負担は非常に大きく、選手の体調にも悪影響が生じるリスクは高い。他方で、論評・批評の範囲を超えていない以上、当該投稿については期待できない（そもそも、投稿が事後的に削除されたとしても、批判が集中している状況が改善されるわ

けではなく、選手への悪影響を防ぐことはできない。）。

本事業を通じた所感として、このようなケースにおいては、削除要請という対応は効果的ではなく、メンタルサポートを含めた選手に対する直接的なサポートなど、削除要請以外の実効性ある有益なサポートについて検討する必要があることを実感した。

イ. 容姿に関する言及

選手の容姿について批評するような投稿は、選手の人格や尊厳を傷つけるおそれがあるうえ、競技の内容とは直接関係がないため、選手に対する正当な論評や批評として必ずしも許されるものではないとも考えられる。一方で、試合中継や報道を通じて選手を見た人が、自分が感じた印象や感想をSNS等に投稿すること自体は、表現の自由として一定程度保護されるべきとも考えられる。

このように、容姿に関する投稿については、どこまでが許される表現でどこからが問題となる表現なのかの判断が難しい面がある。例えば、悪意をもって選手の容姿を侮辱したり揶揄したりしていることが明らかな投稿については、削除要請の対象とすることも一案である。他方で、こうした点を一律の基準で判断することは容易ではないほか、悪意の有無は不明確であるとして、プラットフォームが当該投稿を削除しない可能性も相当程度あり得る。

(4) 属人的判断を回避するための実務的工夫

本事業の経験から、以下の実務的対応が有効であると考えられる。

- ①判断プロセスの文書化
削除判断の理由を記録することで、その後の判断において参考とすることや、事後的に削除判断を検証することが可能となる。
- ②類型ごとの原則ルール設定
類型ごとの考え方について事前に共有することで、判断のばらつきを抑制できる。
- ③境界事例に関する複数人での検討
判断が分かれ得る事例に関しては、少なくとも2名以上で検討することも有用である。
- ④プラットフォームとの認識のすり合わせ
実効性を高めるためには、プラットフォームとの間で認識のすり合わせを行うことも有用である。JOC及びJPCは、上記第5.3.(4)で述べたとおり、LINEヤフー株式会社及びMeta Platforms, Incと協力体制を構築することができ、個別投稿も踏まえた協議も随時実施できたことで、認識のすり合わせを行うことができた。

(5) 小括

本事業における大会期間中の削除要請対応を通じて、削除要請判断の難しさと同時に、その判断を一定程度整理・体系化することの重要性を改めて認識するに至った。

誹謗中傷投稿は、その内容や文脈が多様であり、削除要請の可否を画一的に決することはできない。他方で、判断が属人的になれば、対応の一貫性や説明可能性が損なわれ、ひいては取組み全体の信頼性にも影響を及ぼしかねない。そのため、本事業では、個別投稿に対する具体的な検討を積み重ね、その判断理由を整理することにより、実務に即した削除要請判断の枠組みを帰納的に構築することを試

みた。今後も、各大会における対応を通じて獲得する知見を通じ、削除要請判断の精度を向上させていきたい。

もともと、安心して競技に専念できる環境を確保することを目的とした本事業の中で、削除要請は万能の解決策ではない。とりわけ、競技成績に関する批判的投稿が集中する場合や、論評・批評の範囲を直ちに逸脱するとはいえない投稿が多数存在する場合には、削除要請によって状況が根本的に改善されるとは限らない。本事業の経験からは、削除要請という法的対応と並行して、研修やメンタルサポートを含む選手への直接的支援、広報的な働きかけ、プラットフォームとの連携強化など、多面的な対応を組み合わせる必要があることが示唆された。

本章で整理した削除要請判断の枠組みは、完成された最終基準ではなく、本事業を通じて得られた現時点での実務的知見を言語化したものである。社会通念やプラットフォームの運用方針は今後も変化し得ることから、削除基準もまた固定的に捉えるのではなく、継続的に検証・見直しを行っていくことが望ましい。

本事業を通じて得られた経験を共有することにより、NFを含む他団体が同様の取組みを検討する際の一助となることを期待する。誹謗中傷への対応は、単なる削除対応にとどまらず、スポーツにおける健全な言論空間の形成という観点からも、今後継続的に取り組むべき課題である。

3. 広報・啓発活動における留意点について

本事業においては、誹謗中傷への事後対応のみならず、未然抑止を目的とする広報・啓発活動を重要な柱の一つとして位置付け、「その道のりに、賞賛を」「STOP 誹謗中傷」という二つのコアメッセージの下、ポスターの制作・配布、啓発映像の制作・放映、アスリートインタビューの発信等を実施した。これらの取組みを通じて、広報・啓発活動における制度設計上の複数の知見が得られた。

(1) 出演者からの承諾取得について

広報・啓発活動にアスリート等が出演する場合には、当然ながら本人の承諾が必要となる。また、本人がマネジメント会社等に所属している場合には、当該マネジメント会社の意向も重要な判断要素となる。

誹謗中傷対策という取組みの趣旨自体に共感を示すアスリートは少なくないと考えられるが、出演の可否は、社会的意義への賛同の有無のみで決まるものではない。出演による影響、ブランド価値、契約関係、今後の活動への波及等、多面的な観点から総合的に判断される。

したがって、出演を依頼する際には、取組みの目的や理念の説明に加え、媒体、掲出期間、使用条件、二次利用の範囲、想定される反応等についても丁寧な共有する必要がある。特に、本事業を通じて後記(2)のような一定のリスクが存在することを踏まえ、当該リスクに関して説明するプロセスを経るべきであることが明確となった。

(2) 誹謗中傷対策に参加することに関する出演者本人のリスク

誹謗中傷対策というテーマは、その性質上、広報活動に参加すること自体が一部から批判の対象となる可能性を内包している。

誹謗中傷を止めようという呼びかけが、逆説的に反発を招く場合があることは、デジタル空間における言論環境の特性として否定できない。出演するアスリートが、善意に基づく協力にもかかわらず、批判や揶揄にさらされる可能性があるという構造的リスクは、事前に十分に共有されるべき事項である。

この点は、出演者の承諾取得の場面において、趣旨説明と同等に重要な説明事項であることが確認された。

(3) 特定選手への批判集中を回避する設計

上記リスクを踏まえ、本事業では、特定のアスリート個人が前面に出る構成を極力避ける設計上の工夫を行った。

ポスターについては、コアメッセージを中心としたデザインとし、特定選手の顔や名前を強く打ち出す構成は採用していない。また、啓発映像においては、多数のアスリートに協力をいただきつつ、各選手の登場時間を限定的とし、メッセージの主体をあくまでJOC・JPCとする構成とした。

このような設計は、視聴者に対して「特定の選手の意見」ではなく、「スポーツ界全体としてのメッセージ」であるという印象を与えることを意図したものであり、出演者個人への批判集中リスクを緩和する観点からも一定の合理性を有すると評価できる。

(4) メッセージ浸透の限界と今後の課題

「その道のりに、賞賛を」というメッセージは、単に誹謗中傷を止めることを呼びかけるのではなく、応援文化そのものを前向きに転換することを志向したものである。

しかしながら、本事業を通じて認識されたのは、新しい応援文化を十分に醸成するためには継続的かつ長期間にわたる取組みが必要であるという点である。大会期間中におけるSNS投稿のモニタリングの中では、本事業の取組みに関する投稿も散見されたため、一定程度本事業に関する周知はなされていることが確認できた。このように、広報・啓発活動による一定の成果は見られているものの、短期的な施策だけで文化変容を実現することは困難である。

特に、誹謗中傷の発生源が匿名性の高いオンライン空間にあることを踏まえると、学校教育、地域スポーツ、プロリーグ、メディア報道等と連動した継続的な発信が求められる。単発的なキャンペーンではなく、長期的かつ多層的な広報戦略の必要性が示唆された。

(5) 広報と炎上リスクの相互作用

さらに重要な知見として、広報活動そのものが炎上リスクと相互作用を有するという点が挙げられる。

広報によりテーマが可視化されることで、支持的な反応が増える一方、否定的な反応も同時に顕在化しやすくなる可能性がある。とりわけ、SNS上で拡散される形式の広報施策は、誤解や切り取りによって論点が転換されるリスクも内包する。

したがって、広報施策を設計する際には、発信内容そのものの妥当性のみならず、発信後の反応をどのように受け止め、必要に応じてどのように対応するかという視点も併せて設計しておく必要がある。広報とモニタリング体制を分断せず、一体として運用することの重要性が、本事業を通じて明確となった。

(6) 制度設計上の示唆

- 以上を総合すると、広報・啓発活動の制度設計にあたっては、以下の点が重要であると整理できる。
- ・出演者への十分なリスク説明と承諾取得プロセスの確立
 - ・特定個人への批判集中を回避する構成上の工夫
 - ・長期的視点に立ったメッセージ浸透戦略
 - ・広報とモニタリングを連動させた危機管理設計

誹謗中傷の未然抑止を目指す広報活動は、理念のみで成立するものではなく、出演者の安全確保と社会的反応を織り込んだ制度設計を前提とする必要がある。本事業を通じて得られたこれらの知見は、今後、他の競技団体等が誹謗中傷対策に関する広報・啓発活動を実施する際にも参考となるものと考えられる。

第7 誹謗中傷に関する法的分析

1. 誹謗中傷に関する法律概念

(1) 名誉毀損

ア.「名誉」とは

「名誉」とは、「人がその品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的な評価」をいう²⁴。客観的な社会的評価を低下させる表現が名誉毀損に該当するため、他人の発言や投稿等によって、本人が主観的に名誉を傷つけられたと感じたとしても、それによって当該人物に対する社会的評価が客観的に低下したと認められない限り、法的な意味で名誉毀損は成立しない。主観的な不快感は、名誉毀損の成否を左右する要素ではなく、あくまで社会的評価の低下という客観的な結果発生が必要とされる。

名誉権は人格権の一内容として法的に保護されており、他人の名誉を毀損する行為は、刑事上の名誉毀損罪に当たり得るほか、民事上も不法行為として損害賠償請求の対象となり得る²⁵。

なお、名誉毀損の客体は自然人に限られず、法人その他の団体についても成立し得る。判例上、法人も社会的活動主体として社会的評価（信用・名声）を有し得ることが認められており、その社会的評価を低下させる表現があれば、法人に対する名誉毀損が成立し得るとされている²⁶。

法人における「名誉」は、自然人における人格的評価とは異なり、主として当該法人の信用、業務上の評価、社会的信頼等を内容とするものである。例え

ば、「当該競技団体は不正行為を行っている」「補助金を不正に受給している」「組織的に八百長をしている」などの事実を摘示する投稿が真実でないにもかかわらず流布された場合には、当該団体の社会的評価を低下させるものとして、法人に対する名誉毀損が成立し得る。

スポーツ界においては、アスリート個人に対する誹謗中傷のみならず、競技団体や統括団体が標的となる事例も少なくない。そのため、誹謗中傷対策を検討するにあたっては、被害主体をアスリート個人に限定せず、団体の信用保護の観点も含めて総合的に整理することが重要である。

イ. 一般読者基準

名誉毀損が成立するか否かを判断するにあたっては、大前提として、問題となる投稿等がどのような意味内容であるかが問われることになる。例えば、①投稿者が意図していた投稿等の意味内容、②投稿等の対象となった者（社会的評価が低下する可能性がある者）が読み取った意味内容、③それ以外の第三者が読み取った意味内容が、それぞれ異なることがあり得る。この点に関し、ある表現が人の社会的評価を低下させるものであるかどうかは、「一般読者の普通の注意と読み方を基準として解釈した意味内容」に基づいて判断するとされている（いわゆる一般読者基準）²⁷。

ここでいう「一般読者」とは、一般国民・平均的な日本人ではなく、問題となる表現が掲載・投稿された

媒体における一般的な読者・視聴者層を指すものと解されている。すなわち、一般読者基準は媒体ごとに相対的に判断されるものであり、媒体の性質に応じてその内容は異なる。具体的には、インターネット上の投稿については、ネットスラングや特定のコミュニティにおいてのみ通用する特殊な用例が用いられることもあるため、一般的なネットユーザーの通常の注意と読み方を基準として意味内容を解釈する必要がある。また、特定の地域を対象とした掲示板における投稿であれば、当該地域特有の方言の意味内容を加味した上で判断することが求められる場合もある。

さらに、インターネット上では、特定の語句を伏字や記号（例：「ヤ○ザ」「反○」「某団体」等）に置き換える表現が用いられることも少なくないが、名誉毀損の成否は、当該表現が完全な語形で記載されているか否かといった形式的事情によって左右されるものではない。一般読者の通常の注意と読み方に照らし、当該伏字等の表現から一定の意味内容が理解され、犯罪性、不正性又は反社会性を示唆するものとして受け取られる場合には、その表現は社会的評価を低下させる意味内容を有すると評価され得る。したがって、伏字や婉曲的表現が用いられている場合であっても、媒体の読者層において共通理解が成立し得るときは、表現の実質的意味内容に基づいて法的評価が行われる点に留意する必要がある。

また、新聞、雑誌、インターネット上の記事やスレッドタイトルは、読者が見出しだけで記事の全体像を判断しやすいことから、見出しのインパクトは大きく、見出し自体が誤解を招きかねないものである場合には名誉毀損が成立するものとされている²⁸。写真週刊誌の記事の名誉毀損を扱った裁判例²⁹は、記事の掲

載された週刊誌が、「一般に精読されるというよりは、タイトルないし見出し及び掲載写真に重きを置いて読過されがち」であるとして、タイトルや見出しのインパクトが記事全体の読み方に強く影響し得ることを指摘している。換言すれば、これらの見出しはそれ自体独立した表現媒体として機能し得るものであり、記事本文との関係を切り離れた上で独自に名誉毀損の成否を評価すべき場面もあり得る。

このように、一般読者基準は一律に適用されるものではなく、問題となる表現がいかなる媒体においてどのような形式で受け手に伝達されるかという点を踏まえた上で、媒体ごとの特性に即した判断が求められるものといえる。

ウ. 同定可能性

ある「人」の社会的評価を低下させるものであるというためには、対象となる個人が同定されていることを要する。そして、特定人の氏名をそのまま表記していれば、対象となる個人が同定されているといえるが、特にインターネット上で行われる名誉毀損に関しては、投稿が短文であることや文脈の流れから明示的に実名が投稿されることは必ずしも多くないため、問題となる投稿等が誰を対象としたものなのか（誰の社会的評価を低下させるものなのか）が論点となる場合も少なくない（いわゆる同定可能性の論点）。このような同定可能性に関しても、上記の一般読者基準によって判断される。

同定可能性が認められるためには、問題となる投稿等が特定の人物を対象としたものであることが一般読者において認識し得る状態にあれば足り、実名や

24. 最二小判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁

25. 刑事上の名誉毀損罪（刑法230条1項）と民法上の不法行為における名誉毀損は、厳密には一致しておらず、例えば、刑事上では事実を摘示することが必須の要件である一方で、民事上では必ずしも事実の摘示は必要ではないとされている。

26. 最判昭和39年1月28日民集18巻1号136頁

27. 最判昭和31年7月20日民集10巻8号1059頁

28. 平野裕之著『債権各論Ⅱ 事務管理・不当利得・不法行為』（日本評論社、2019年）201頁

29. 東京地判平成4年1月20日判タ791号193頁

顔写真の使用は必ずしも要しない。所属チーム、競技種目、ポジション、過去の経歴等の情報が組み合わされることにより、一般読者が特定の人物であると認識し得る場合には、同定可能性が肯定される。この点、アスリートや指導者については、匿名と思われる投稿であっても、当該アスリートや指導者の知名度等によっては同定可能性が肯定される余地も少なくない。したがって、実名等の明示がないことのみを理由として法的対応の可否を判断することなく、投稿内容に含まれる周辺情報を精査した上で同定可能性の有無を判断することが求められる。

エ. 正当化事由

社会的評価を低下させる表現であっても、一定の要件を満たす場合には違法性が阻却され、不法行為としての名誉毀損は成立しない。このような違法性阻却の法理は、憲法で保障された表現の自由と名誉権の保護との調整を図るものであり、実務上「真実性の抗弁」及び「相当性の抗弁」として整理されている。

真実性の抗弁・真実相当性の抗弁とは、問題となる表現が①公共の利害に関する事実に係り、②専ら公益を図る目的に出た場合において、③摘示された事実が (a) 真実であるか、(b) 真実であると信じることにについて相当の理由があると証明された場合に、違法性が阻却されるというものである^{30,31}。なお、民事上の名誉権侵害には事実摘示型と意見論評型の区別があるところ、意見論評型の名誉毀損に対して真実性の抗弁を主張するためには、上記①②に加え、③意見ないし論評が前提としている事実が重要な部分において真実であるとの証明があること、④人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を

逸脱したものでないことが要件となる。

(2) 侮辱

侮辱とは、人の名誉感情（人が自分自身の人格的価値について有する主観的な評価）を侵害するものをいう³²。名誉権が外部的名誉、すなわち第三者からの社会的評価を保護するものであるのに対して、名誉感情は、第三者からの評価ではなく、被害者の内心を問題とするものではあるが、名誉感情が侵害された場合に直ちに損害賠償請求等が可能となるわけではなく、文言それ自体の侮辱性の程度、根拠が示されていない単なる意見ないし感想、投稿に含まれている対象者を侮辱する文言の数、投稿数、投稿の経緯、表現の具体性・意味内容の明確性等を踏まえ、表現行為の違法性が強度で、社会通念上受忍すべき限度を超えた場合にのみ、名誉感情侵害が成立し³³、損害賠償請求等が可能となる。問題となる投稿等の意味内容を一般読者基準で判断することは、名誉毀損と同様であるものの、名誉毀損が、対象表現が誰に向けられた表現なのかを第三者も認識できること（同定可能性）を要件として求めるのとは異なり、名誉感情の侵害において、同定可能性は必須の要件とはならないとする裁判例も存在する³⁴。

なお、侮辱については、刑法231条に定める侮辱罪は、原則として自然人を保護法益とするものであり、法人その他の団体に対しては成立しないと考えられている。すなわち、法人は主観的な名誉感情を有する主体とは評価されないため、「名誉感情侵害」という構成は通常採られない。したがって、スポーツ団体に対する攻撃的投稿については、「法人に対する侮辱」として整理するのでは

なく、社会的評価の低下という観点から名誉毀損該当性を検討するべきと考えられる。

2. 誹謗中傷の現状

特にSNSが普及したことによって個人による情報発信が容易となり、また、匿名での情報発信が可能であることなどに起因し、スポーツ界に限らず、日本を含む世界中で誹謗中傷が社会問題となっている。

(1) 法規制

誹謗中傷に係る法規制として、日本では、インターネット上の違法・有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえ、被害者救済と発信者の表現の自由という重要な権利利益のバランスに配慮しつつ、SNS等を運営するプラットフォーマーがインターネット上の権利侵害等に適切に対処できるようにすることを目的として、2025年4月1日から特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（以下「**情報流通プラットフォーム対処法**」という。）が施行されている³⁵。情報流通プラットフォーム対処法では、主に以下の①～③が定められている。

- ①プラットフォーマーの免責要件の明確化
- ②発信者情報³⁶の開示に係る手続
- ③大規模プラットフォーム事業者の義務

①について、プロバイダ等は、電気通信事業法4条が定める通信の秘密の観点から秘密保持を義務付けられており、被害者が発信者の情報開示を求めたとしても、直ちにこれに応じることはできない。また、問題のある情報を自主的に削除しようとする場面に

おいても、仮に権利侵害にあたらない情報を誤って削除してしまえば、発信者から損害賠償責任を追及されるリスクを負うことになる。そこで、情報流通

プラットフォーム対処法上、インターネット上の掲示板やSNS等に投稿された情報により他人の権利が侵害された場合に、プロバイダ等が発信者情報を開示し、又は情報を削除したときであっても、一定の要件を満たすときには、当該サービスを提供する事業者が直ちに損害賠償責任を負うものではない旨が定められたことで、プロバイダないしプラットフォーム事業者による自主的な対応を促す役割を果たしている。具体的には、削除しなかった場合の不作为責任については、情報流通プラットフォーム対処法3条1項が明確な基準を設けている。すなわち、情報の削除等の送信防止措置が技術的に可能であり、かつ、①プロバイダ等が情報の流通により他人の権利を侵害していることを知っていたとき、又は②情報の流通を知っており、権利侵害を知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるときに限り、削除の不作为について責任を負うとされている。

一方、削除した場合の責任について、情報流通プラットフォーム対処法3条2項は、送信防止措置が必要な限度で行われており、かつ、①権利が不当に侵害されると信ずるに足りる相当の理由があったとき、又は②権利侵害を申告した者からの申出を発信者に通知し、7日が経過しても同意しない旨の応答がなかったときには、削除を行ったプロバイダ等は責任を負わないとされている。これにより、事業者が過度な責任を恐れて表現活動を不当に制限することを防ぎつつ、被害が明らかな場合には適切な削除等の対応を促す仕組みが整えられている。

30. 最判昭和41・6・23民集20巻号1118頁、最判昭和58・10・20判タ538号95頁
31. 最判昭和41年6月23日民集20巻5号1118頁参照
32. 最二小判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁参照
33. 最三小判平成22年4月13日民集64巻3号758頁
34. 福岡地判令和元年9月26日判時2444号44頁
35. 「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（いわゆるプロバイダ責任制限法）は、2024年改正により名称が「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改められた。
36. 発信者の氏名・名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、IPアドレス、タイムスタンプ等

②は、誹謗中傷等の被害を受けた者が、投稿を行った発信者を特定し、損害賠償請求等の法的措置をとるために必要な情報の開示を求める制度である。被害者は、①情報の流通によって開示請求者の権利が侵害されたことが明らかであり、かつ、②損害賠償請求を迫及する場合など正当な理由があるときであれば、裁判所の手続を通じて、プラットフォーム等に対し発信者の氏名や住所、IPアドレス等の情報の開示を請求することができる（情報流通プラットフォーム対処法4条1項）。この開示請求を受けたとき、プロバイダ等は、発信者への意見聴取を義務づけられるが（同条2項）、上記の要件に該当する限り、発信者情報を開示しても発信者から責任を問われることはない。

2021年の法改正以前は、発信者情報の開示を裁判手続により求める場合、実務上、①発信者の通信記録を有するコンテンツプロバイダ（電子掲示板やSNS等の運営会社）に対してIPアドレスやタイムスタンプ等の通信記録の開示請求を求め、その後、②当該IPアドレスから発信者を特定するため、発信者の氏名・住所等を有するアクセスプロバイダ（インターネット接続サービスを提供する通信事業者）に対して氏名・住所等の契約者情報の開示を求めるという、いわゆる2段階の手続を経るのが一般的であった。そのため、手続に相当の時間と費用を要し、特にアクセスログの保存期間との関係で迅速な対応が求められる事案においては、被害者にとって大きな負担を伴うものであった。そこで2021年のプロバイダ責任制限法の改正により、発信者情報開示命令事件という新たな裁判手続（非訟手続）が創設され、裁判所が発信者情報開示請求の要件該当性を判断した上で、コンテンツプロバイダとアクセスプロバイダの双方に対して同時に情報開示を命ずることが可能となり、また、併せて提供命令及び消去禁止命

令の制度が整備され、通信記録の消失を防止しつつ、より迅速かつ実効的な発信者情報の取得が図られる制度構造へと改められている。

この制度により、匿名性の高いインターネット空間においても、違法な権利侵害行為に対して実効的な救済が得られる可能性が拡大している。

③については、総務省によって「大規模特定電気通信役務提供者」として指定された利用者数が多く社会的影響力の大きい事業者³⁷に対し、違法・有害情報へのより一層の対応体制の整備を求め、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置を義務付けるものである。具体的には、まず削除対応の迅速化の観点から、権利侵害情報に関する削除申出窓口・手続の整備・公表、十分な知識・経験を有する者の選任等による削除申出への対応体制の整備、そして削除申出に対する判断及びその結果の申出者への通知を原則として一定期間内に行うことが求められている。次に運用状況の透明化の観点からは、削除基準の策定・公表及び運用状況の公表、並びに情報を削除した場合における発信者への通知が義務付けられている。これにより、被害者が適切に救済を求められる環境を整備するとともに、事業者による恣意的な運用を防ぎ、手続の公平性・透明性を確保することが図られている。

以上のように、情報流通プラットフォーム対処法は、被害者の権利救済を実現しつつ、表現の自由やインターネット上の情報流通の円滑さにも配慮した制度設計となっており、誹謗中傷対策における基盤的な法制度として位置付けられている。

(2)日本における誹謗中傷の状況

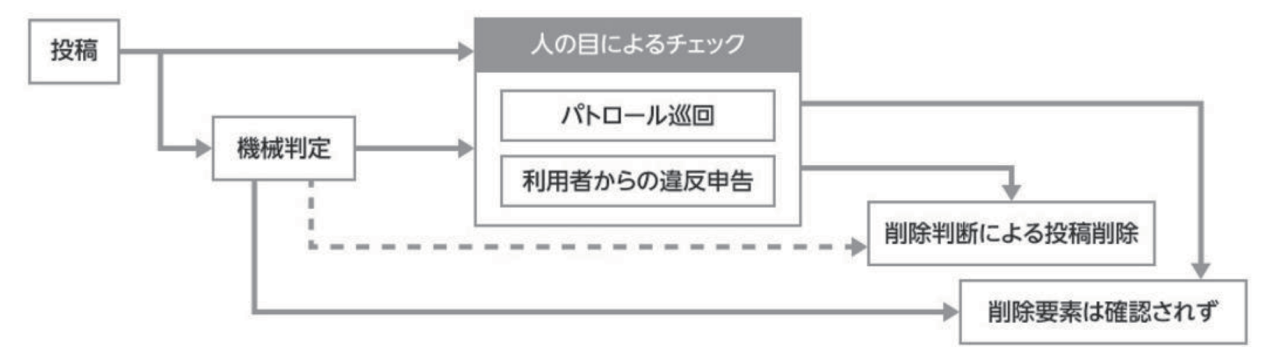
日本においても他国と同様、インターネット上の誹謗中傷が大きな社会問題となっている。総務省が委託運営する違法・有害情報相談窓口に寄せられた相談件数は、2024年度に約6,400件にも上っている³⁸。また、インターネット上で他者への攻撃的・有害な投稿を目にした経験についての調査でも、回答者の約60%が誹謗中傷の投稿を「見たことがある」と答えており³⁹、インターネット上において誹謗中傷が広がっている実態が示されている。

なお、LINEヤフー株式会社が運営する「Yahoo!ニュース」は、多種多様なニュース記事が掲載されるプラットフォームであるところ、各記事にはコメント欄（ヤフコメ）が設けられており、閲覧者が自分の意見や感想を投稿することができる⁴⁰。日本においては、SNS投稿のみならず、このヤフコメにおいても、当該記事の対象となっている人物等に対する誹謗中傷の投稿が行われるケースも見受けられる。このような誹謗中傷投稿に関し、LINEヤフー株式会社は、ヤフコメポリシーを策定・公表し、当該ポリシーに違反するコメントの削除等の措置を講じてい

る。ヤフコメポリシーに違反する投稿の監視体制としては、AIを用いた機械判定による自動削除のほか、人の目によるチェックに基づいた削除を行っている。このうち人の目によるチェックは、AIを用いた機械判定によってチェックが必要と判断された投稿、閲覧者からの違反申告（通報）が行われた投稿、主体的なパトロール巡回によって発見する投稿を対象に実施されている。

なお、LINEヤフー株式会社は、2025年5月に「メディア透明性レポート（2024年度版）」を公表し、情報流通プラットフォーム対処法の施行に先立って、投稿の削除対応に関する運用状況の透明化を図っている⁴¹。同レポートには、上記の監視体制の詳細が説明されているほか、2024年度に実施したコンテンツモデレーション（投稿の削除や投稿停止措置等）の実施状況として、コメントの投稿数、削除数、削除理由ごとの件数・割合等のデータがまとめられている。なお、同レポートは、ヤフコメのみならず、LINEヤフー株式会社が運営する各種プラットフォーム（例えばYahoo!知恵袋など）が対象となっている。

【図7-2-1:LINEヤフー株式会社による監視体制】



37. ③の規制は、総務省によって指定されたプラットフォームのみが適用対象となる。本報告書作成時点において、Google LLC、LINEヤフー株式会社、Meta Platforms, Inc.、TikTok Pte. Ltd.、X Corp.、株式会社ドワンゴ、株式会社サイバーエージェント、株式会社湘南西武ホーム、Pinterest Europe Limitedが指定されている。

38. 総務省「令和7年版 情報通信白書」第II部第1章第2節2（10）イ（<https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/r07/html/nd2122a0.html>）

39. 総務省「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会（第2回）資料2－1」（https://www.soumu.go.jp/main_content/000978030.pdf）

40. LINEヤフー株式会社「コメント機能について」（<https://support.yahoo-net.jp/PccNews/s/article/H000006456>）

41. <https://www.lycorp.co.jp/ja/company/transparencyreport2024.pdf>

(3) IOC、NOC及びIFによる誹謗中傷への取組みの状況

スポーツ界におけるオンライン上の誹謗中傷 (online abuse) は、単に不快な言説にとどまらず、アスリートの心理的安全性 (psychological safety) やメンタルヘルス、競技への集中を直接に害し得るリスクとして、近年、国際的に「Safeguarding (ハラスメント・虐待等からの保護)」の枠組みの中で位置付けられるようになっている。とりわけ、オリンピック・ムーブメントにおいては、競技会場内の安全確保と同様に、競技会場外、とりわけデジタル空間における安全確保を「競技環境整備」の一部として捉える政策転換が進行しており、IOCをはじめ、国際団体は、大会運営や選手支援の中核施策としてオンライン保護を制度化しつつある。

IOCは、パリ2024大会において、AIを活用した大規模なオンラインモニタリング (cyber abuse protection) を実施し、投稿・コメント等の膨大な情報流通を対象に、①AIによる一次スクリーニング、②人的レビューによる精査 (誤検知の排除・文脈評価等)、③プラットフォーム事業者に対する削除・対応要請、④必要に応じた証拠化・関係機関への共有、という多層的な運用を行った。同大会では、ソーシャル上の投稿・コメントについてAIが約15万2,000件を潜在的に有害 (abusive) と判定し、その後の確認を経て約10,200件が有害投稿として削除対応の対象として整理された旨が示されている⁴²。さらに、IOCはこの取組みを「被害者の自己申告 (通報) に依存する事後対応」ではなく、「アスリートが目にする前に有害情報を検知し、外部的に遮断・軽減する予防的介入」として説明しており、オンライン空間を競技環境の延長と捉え、保護責任をアスリート個人に帰責させない発想が前提となっている点に、制度設計

上の特徴がある。

この点は、スポーツ法務の観点から重要である。すなわち、従前、オンライン上の誹謗中傷は「競技外の私的領域」と整理されやすく、スポーツ団体の対応は、被害申告を受けた後に、法的措置 (削除要請、発信者情報開示請求、刑事告訴等) を個別に検討するにとどまりがちであった。しかし、IOCの運用は、オンライン上の侵害を、競技会期中におけるアスリートの安全・健康・集中を阻害し得る大会運営上のリスクとして評価し、予防的に検知・対応することによって被害の顕在化それ自体を抑止するものである。これは、統括団体のガバナンス (安全配慮、危機管理、コンプライアンス) の射程がデジタル空間へ拡張しつつあることを示している。

加えて、IOCはパリ2024大会での知見を踏まえ、ミラノ・コルティナ2026冬季大会においても、同趣旨の「Cyber Abuse Protection System」を標準的な支援施策として位置付け、オリンピック・パラリンピックの参加選手について自動的に保護対象とすること、SNSをリアルタイムで監視し、有害投稿が選手に到達する前に検知・対応すること等を公表し、実施した⁴³。オンライン保護が一過性の施策ではなく、オリンピック大会における恒常的サービスとして制度化されつつある点に、国際的潮流としての重要性がある。なお、パリ2024大会においては、オリンピックのみを対象としていたが、ミラノ・コルティナ2026冬季大会においては、パラリンピックも対象としている。

次に、IFの取組みとして、陸上競技のIFであるWorld Athletics (以下「WA」) という。) は、Signify GroupのThreat Matrix (AI自然言語理解等を用いた検知サービス)⁴⁴を活用し、東京2020オリンピック・パラリンピック (2021年開催)、世界選手権オレゴン2022、世界選手権ブダペスト2023、パリ2024大会の4大会を対象に、オンライン上の誹謗中

傷の実態を継続的に分析した⁴⁵。4年間の対象データは投稿・コメント等の総数で140万件超とされ、当該期間において保護対象とされたアスリート等は2,438名に及ぶとされる。

WAの公表資料によれば、パリ2024大会におけるモニタリングでは、X (旧Twitter)、Instagram、Facebook、TikTokの4プラットフォームを対象に、1,917名の選手・補欠選手・役員等のアカウントを監視し、分析対象投稿数は355,873件であった。その上で、AIによる抽出と人的検証を経て、809件が「不適切 (abusive)」として確認され、プラットフォームへの報告 (削除等の対応要請) の対象となった旨が示されている。また、4年間の総括として、実際にプラットフォームへ報告された投稿・コメントは累計1,258件であること、悪質アカウント254件がプラットフォームへエスカレーションされたこと、重大事案2件が当局へ通報されたこと、さらに高頻度で標的化された一部選手 (25名) に対して年間を通じてのAI保護を提供したこと等、単なる調査にとどまらない「実行 (real world action)」を重視する姿勢を明確にしている。

ここで留意すべきは、WAが、検知対象を「選手が直接タグ付けされる等、対象選手に直接到達し得る投稿」に主として限定しており、ダイレクトメッセージや、選手名が言及されてもタグ付けされない形の非直接的言及は対象外となり得る旨を明示している点である。このことは、データ上「観測される被害」が、実際に存在する被害の全体像を過小評価し得ること、すなわち制度設計上、監視対象の設定とプライバシー・通信の秘密等の権利配慮との調整が不可欠であることを示唆する。そのため、国際統括団体が公表する統計値は、単なる多寡の比較ではなく、①対象プラットフォーム、②抽出アルゴリズム、③人的レビューの基準、④直接到達性の要件、⑤Direct

Message (以下「DM」という。) 等の対象範囲、といった方法論の差異を踏まえて解釈する必要がある。

以上を総合すると、IOC及びWAに共通する国際的潮流として、オンライン誹謗中傷対策は、従来の「被害発生後に個別対応する法務対応」から、①AIを用いた広範な一次抽出、②人間による二次評価 (文脈・悪質性・危険性の判断)、③プラットフォームとの連携による対応要請、④重大案件の証拠化と関係機関 (捜査機関等) への連結、⑤教育・啓発を含む予防、という複層的なリスク管理モデルへ移行していると評価できる。とりわけ、IOCが示す「アスリートが自ら被害を申告しなくとも、競技環境が安全であるべきであり、その責任は周囲にある」という理念は、スポーツ団体が負うべきSafeguarding責任の内実を、デジタル空間にまで具体化するものである。

さらに、NOCの取組みとして、United States Olympic and Paralympic Committee (以下「USOPC」という。) は、2025年11月に「Team USA Safe Online」と称するプラットフォームを立ち上げ、アスリート本人のみならず家族やNFも含め、オンライン上の誹謗中傷、プライバシー侵害、ディープフェイク、ドッキング等の脅威に対して、予防と対応のための具体的ガイダンスを提供する枠組みを整備した⁴⁶。これは、オリンピック期間中に限定される「大会運営モデル」とは別に、競技者のキャリア全体にわたり発生し得るデジタルリスクを、NOCの継続的なアスリート支援・ガバナンスの課題として捉えるものと位置付けられ、国際的には「大会 (IOC)」「IF (各国国際連盟)」「NOC (各国委員会)」が役割分担しながら、オンラインにおける安全性を確保する多層モデルが形成されつつある。

以上の国際的動向を踏まえると、オンライン上の誹謗中傷対策は、もはや「選手個人の自己防衛」や「個別削除の積み上げ」にとどまらず、スポーツ団体が

42. <https://www.olympics.com/ioc/news/world-mental-health-day-how-the-ioc-ran-the-largest-online-abuse-prevention-programme-ever-conducted-in-sport-at-paris-2024>

43. <https://www.olympics.com/athlete365/articles/milano-cortina2026/cyber-abuse-protection-for-athletes-and-entourage-members-at-milano-cortina-2026>

44. <https://www.signify.ai/threatmatrix>

45. <https://worldathletics.org/news/press-releases/four-year-analysis-online-abuse-athletics>

46. <https://www.usopc.org/news/2025/november/20/united-states-olympic-paralympic-committee-launches-team-usa-safe-online-platform-to-strengthen-athlete-protection>

負うべきSafeguarding責任（心理的安全性の確保を含む。）及びリスク管理責任の一環として、制度として設計・運用されるべき局面に入っているといえよう。IOCはパリ2024大会において、AIにより大量の投稿を監視し、脅威をフラグしてプラットフォーム対応につなげ、場合によっては選手が目にする前に対処するという「予防的介入」を、大会運営上のSafeguarding施策として位置付けた（35言語超・主要プラットフォーム横断の監視等）。他方、USOPCは「Team USA Safe Online」を立ち上げ、選手本人だけでなく家族やNFにも、オンライン・ハラスメント、AI生成ディープフェイク、ドッキング、（私的・性的画像を含む。）画像被害等の新興リスクに対応するエビデンスベースのツールと、予防・対応・支援のための手順（step-by-step guidance）を提供し、さらに自動監視と専門家レビュー、コンテンツ緩和を組み合わせ、必要に応じてプラットフォームや法執行機関とも連携する枠組みを明示している。このように「大会（IOC）」「NOC（JOCやUSOPC等）」「IF（WA等）」が役割分担しつつ、AI×人的審査×プラットフォーム連携×（必要に応じた）当局連携×メンタルヘルス支援を組み合わせる“守る仕組み”を実装しつつあることからすると、以下のJOCの取組みは、国際標準に沿ったSafeguarding実務として位置付けられる。

第8 提言

本事業の実施を通じて明らかになった最も重要な点は、SNS上における誹謗中傷を含む様々なオンライン上の問題が、アスリートの競技環境に対して現実かつ深刻な影響を及ぼし得るという事実である。インターネット上の投稿は短時間で大量に拡散し、アスリートの社会的評価を低下させるのみならず、心理的負担を増大させ、競技パフォーマンスや競技活動の継続にまで影響を及ぼす可能性がある。このような状況において、アスリートが安心して競技に専念できる環境を確保することは、スポーツの健全な発展を支える上で不可欠であり、誹謗中傷対策事業は、そのための重要な基盤的施策として位置付けられるべきである。

また、本事業の取組みは、日本国内における独自の施策にとどまるものではなく、国際的なスポーツ界におけるアスリート保護の潮流とも整合するものである。IOCは近年、セーフガーディングの一環としてオンライン環境におけるアスリート保護の重要性を明確に位置付けており、SNS上の誹謗中傷やオンライン・ハラスメントをアスリートの安全及び福祉に関わる問題として認識している。さらに、USOPCをはじめとする各国のスポーツ機関においても、通報・相談体制の整備、モニタリング、被害者支援等を含む包括的な取組みが進められている。本事業は、こうした国際的動向とも軌を一にするものであり、日本のスポーツ界において同様の体制を整備する意義は極めて大きい。

さらに、本事業の実施により、SNS上の問題やインテグリティに関する事案に対し、専門的かつ組織的に対応する体制の重要性が改めて認識された。従前は、TEAM JAPANの活動においてSNS上の問

題が発生した場合、TEAM JAPAN本部が個別に対応を担う場面も見られたが、本事業においてモニタリング及び法務サポートを担う専門的体制を整備したことにより、投稿の分析、削除要請の検討、法的対応に関する助言等を専門部隊が一元的に担うことが可能となった。その結果、TEAM JAPAN本部は大会運営、選手支援、関係機関との調整といった本来業務に専念することができ、選手団運営の観点からも大きな意義を有する取組みであったと評価できる。

本事業は、アスリート本人のみならず、指導者、NFスタッフ及びチーム関係者にとっても有効な支援として機能した。SNS上の問題が発生した場合、現場において適切な対応の判断に迷う場面は少なくないが、本事業の枠組みにより、専門家による分析や助言を受けることが可能となり、関係者が適切な判断を行うための支援体制が整備された。このような体制は、関係者に大きな安心感をもたらすとともに、スポーツ界全体のインテグリティ確保の観点からも重要な意義を有する。

また、本事業において実施された教育・研修の取組みは、誹謗中傷への対応にとどまらず、スポーツ界全体におけるインテグリティ意識の向上にも寄与するものである。アスリート、指導者及びNF関係者に対して、SNSの適切な利用方法やオンライン環境における責任、ハラスメントや差別的言動との関係等について継続的に教育・研修を実施することは、各主体が日常的に適切な行動をとるための基盤形成につながる。その結果として、SNS上の問題のみならず、スポーツ界における様々な不祥事の未然防止にも資することが期待される。

さらに、誹謗中傷対策を実効的なものとするためには、広報・啓発活動を通じて社会全体の理解を深めていくことが不可欠である。スポーツは多くの観戦者やファンによって支えられており、競技に関する感想や意見の表明自体はスポーツ文化の一部である。他方で、その表現が人格否定や差別的言動に及ぶ場合には、アスリートの権利や尊厳を侵害する結果となり得る。したがって、SNSの適切な利用やアスリートへの敬意の重要性について広く社会に発信する取組みを継続することは、誹謗中傷の抑止と健全なスポーツ文化の形成に資するものである。

今後も、第20回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)、第5回アジアパラ競技大会(2026/愛知・名古屋)、ロサンゼルス2028大会等、国際大会が継続して開催される中で、SNS上の問題及びオンライン環境におけるリスクは引き続き存在することが見込まれる。したがって、本事業の取組みを一時的な施策として終わらせるのではなく、今後の大会においても機能する持続的な体制として発展させていくことが重要である。

以上を踏まえると、誹謗中傷対策事業は、アスリートの保護、競技環境の維持、競技団体への支援及び大会運営の円滑化のいずれの観点からも、今後継続的に推進すべき重要な施策である。今後は、JOC及びJPCが中心となり、SNS上の問題等に対応するためのモニタリング、相談対応、法務支援、教育・研修、広報・啓発、人材育成及び国際連携を含む総合的な体制をさらに発展させ、平時から大会時まで切れ目なく機能する支援基盤として整備していくことが強く期待される。

【監 修 TMI総合法律事務所】

アスリート等に対する誹謗中傷対策事業に関する報告書

発行日 令和8年3月31日
発行者 公益財団法人日本オリンピック委員会
〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号 Japan Sport Olympic Square
<https://www.joc.or.jp/>
公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会
〒103-0014 東京都中央区日本橋蛸殻町2-13-6
<https://www.parasports.or.jp/paralympic/>
監 修 TMI総合法律事務所
印 刷 広研印刷株式会社